

徳島市地震・津波対策行動計画

～ 南海トラフ巨大地震等から命を守るために～

平成25年6月

徳島市

目 次

1	趣 旨	・ ・ ・ ・ ・	1
2	計画の理念	・ ・ ・ ・ ・	2
3	計画期間	・ ・ ・ ・ ・	2
4	計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	2
5	計画の体系	・ ・ ・ ・ ・	3
6	計画の体系別主要施策	・ ・ ・ ・ ・	4
7	各施策のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・	15 ~

徳島市地震・津波対策行動計画

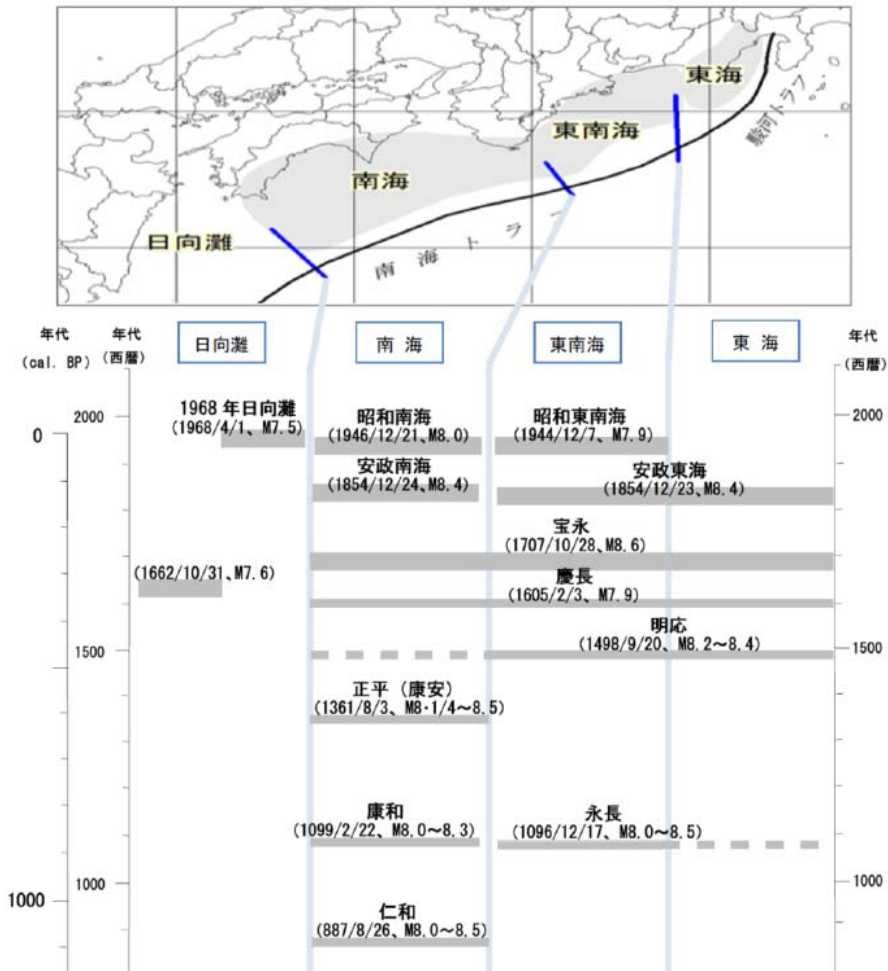
～南海トラフ巨大地震等から命を守るために～

1 趣 旨

本市では、平成16年11月に東南海・南海地震防災対策実施計画を策定し、各種施策を講じてきましたが、平成23年11月、東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、徳島市地震津波重点対策（素案）をとりまとめ種々の防災・減災対策案を検討してまいりました。

この計画は、素案をベースに、逼迫する南海トラフを震源とする巨大地震及び直下型地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑止し、「安心とくしまの実現」のため新たに策定するものです。

南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



中央防災会議資料（平成23年12月27日）

2 計画の理念

地震・津波による被害の軽減を図るため、「市民の命と生活を守る安心とくしまの実現」を基本理念とし、この実現に向け、3つの基本目標として「地震・津波から命を守る」、「地域防災力で命を守る」、「迅速な応急対策と早期復旧の実施」を掲げ、地震・津波対策を推進します。

特に、津波避難対策では、素早い避難と住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動で被害軽減効果が非常に高いことから、防災意識の啓発を重点的に展開していきます。

3 計画期間

これまでの対策を踏まえながら、中・長期的に取り組むべき課題も見据え、平成33年度までの計画とします。

特に、平成28年度までの期間を「集中取組期間」と位置づけ、緊急かつ重点的に地震・津波対策を推進します。

4 計画の位置づけ

徳島市地域防災計画（地震対策編・津波対策編）において、市が実施する災害対応について平常時から取り組む各種対策を示すものです。

5 計画の体系

徳島市地震・津波対策行動計画の体系

基本理念 市民の命と生活を守る 安心とくしまの実現	基本目標	基本方針	基本施策	頁
	1 地震・津波から命を守る	1-1 住宅・建築物の倒壊から命を守る	耐震改修促進計画の策定	15
			市有建築物の耐震化	15
			民間住宅等の耐震化	17
			地震時の避難路の安全対策	18
		1-2 家具の転倒から命を守る	家具の転倒防止対策	19
		1-3 土砂災害から命を守る	土砂災害の防止対策	20
		1-4 津波避難対策により命を守る	津波避難意識の向上	21
			津波避難計画の作成	22
			津波防災訓練の実施	22
			津波避難場所の確保	22
			避難方法の検討	24
			海岸保全施設等の整備	24
		1-5 防災知識により命を守る	防災教育・啓発の徹底	25
	1-6 素早い情報で命を守る	情報収集・伝達体制の確立	28	
	2 地域の防災力で命を守る	2-1 地域で備える	自主防災組織の結成促進、充実・活性化	30
			企業防災力の確保	30
			地域防災力の向上	31
			災害時要援護者への対応	31
			消防団の充実強化	32
	3 迅速な応急対策と早期復旧の実施	3-1 災害発生後の生活を支援する	情報収集・伝達体制の確立	34
			食糧・生活必需物資の備蓄等	36
			避難所運営体制等の整備	37
			庁舎機能の確保	38
			災害・救急医療体制の充実強化	39
			災害ボランティア活動の充実	41
		3-2 早期の復旧を図る	橋梁の震災対策	42
都市計画道路の整備			42	
ライフライン施設等の震災対策			43	
	震災廃棄物の処理	43		

6 計画の体系別主要施策

1 地震・津波から命を守る

1 - 1 住宅・建築物の倒壊から命を守る

地震時の強く長い揺れによる建築物の倒壊から命を守る対策の推進に努めます。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
住宅・建築物の倒壊から命を守る	耐震改修促進計画の策定	徳島市耐震改修促進計画の見直し
	市有建築物の耐震化	市有建築物の耐震化
	民間住宅等の耐震化	民間木造住宅の耐震化
	地震時の避難路の安全対策	倒壊危険ブロック塀の撤去等 落下物の安全対策

耐震改修促進計画の策定

平成19年度に策定した計画の内容を見直すとともに、新たな目標を設定します。

市有建築物の耐震化

市有建築物については、施設利用者や職員の安全の確保、並びに行政機能の維持を図るとともに、地震時の防災拠点・避難施設として活用していく必要があることから、優先順位に基づく耐震診断・補強等耐震対策に努めます。特に、防災上重要な市有施設については、「徳島市耐震改修促進計画」(平成20年3月)に基づき、積極的に耐震化に取り組みます。

民間住宅等の耐震化

市民が日常生活の中で最も長い時間を過ごす個人住宅については、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅等において、強く長い揺れにより倒壊被害が多数発生することが想定されています。地震に強い安全な住まいづくりを目指すため、個人住宅の耐震診断及び耐震補強等の啓発・支援を行います。

地震時の避難路の安全対策

ブロック塀の倒壊・転倒が、負傷や避難行動時の阻害要因として報告されていることから、倒壊危険の高いブロック塀の撤去、転倒防止対策について検討するとともに、啓発に努めます。

1 - 2 家具の転倒から命を守る

地震時の強く長い揺れによる家具の転倒防止を図り、命を守る対策の推進に努めます。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
家具の転倒から命を守る	家具の転倒防止対策	家具の転倒防止の啓発等

家具の転倒防止対策

家具の転倒や散乱は、身の危険だけでなく住宅から避難する際の障害となり、被害の拡大に繋がることから、未然に防止することの重要性について啓発を行うとともに、高齢者や障害者などに対する必要な支援制度である徳島市家具転倒防止対策推進事業の充実を図ることにより、住宅等における家具の転倒防止対策を推進します。

1 - 3 土砂災害から命を守る

地震時の強く長い揺れによるがけ崩れから命を守るため、急傾斜地崩壊危険箇所等の対策を図ります。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
土砂災害から命を守る	土砂災害の防止対策	急傾斜地崩壊危険箇所等の対策 土砂災害警戒区域等における防災意識啓発

土砂災害の防止対策

急傾斜地崩壊対策事業等に基づき、家屋等へのがけ崩れ対策及び安全対策を図ります。また、土砂災害警戒区域の指定等を通じて土砂災害に関する防災意識啓発を実施します。

1 - 4 津波避難対策により命を守る

津波災害から人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本であり、その避難行動を容易にするため、従来からのハード対策の整備に加え、ソフト対策を重視した津波避難対策を推進します。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
津波避難対策により命を守る	津波避難意識の向上	防災マップによる啓発活動の推進 津波避難標識等の整備
	津波避難計画の作成	徳島市津波避難計画の策定 地区別津波避難計画の策定
	津波防災訓練の実施	地域主体の津波防災訓練 事業所主体の津波防災訓練
	津波避難場所の確保	津波避難ビルの指定拡充 津波避難施設の整備 高速道路の活用
	避難方法の検討	徒歩以外の避難方法検討
	海岸保全施設等の整備	海岸保全施設等の整備

津波避難意識の向上

早期避難行動が津波被害を大きく軽減できることが可能であることから、防災マップの作成・津波避難標識等の整備を推進していきます。

津波避難計画の作成

平成17年に策定した徳島市津波避難計画の見直しを行うとともに、津波浸水が予想される各地域の状況に応じた「地区別津波避難計画」を作成し、避難路・避難場所の整備、避難訓練等を実施するなど実効性を

高めるよう努めます。

津波防災訓練の実施

津波避難計画に基づいた地域の津波避難訓練等の継続的な実施に努めます。

また、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本市及び東南海・南海地震防災対策計画の策定事業所においても、津波防災訓練の継続的な実施に努めます。

津波避難場所の確保

津波発生時に緊急的に避難する場所として、津波避難ビルの指定を進めてきましたが、想定を超える津波に対応するため津波浸水予測域とその周辺も視野に入れた津波避難ビルの指定拡大を推進するとともに、避難生活を送るために避難する場所としての避難所指定も検討します。

また、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、避難施設が不足する場合や民間施設の活用についても調査し、施設の設置・支援策について検討します。

避難方法の検討

津波避難は、徒歩避難が原則であるが、状況により自転車の使用が有効な場合もあります。一方、津波到達時間、避難場所までの距離、避難対象者の状況、避難路の状況等により、避難者が、自動車などの方法で安全かつ確実に避難できる方法なども研究することとします。

また、児童福祉施設等における円滑な避難のために必要な機材について検討します。

海岸保全施設等の整備

これらの施設については、人命保護、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き整備が必要であることから、施設管理者へ対策を求めていきます。

1 - 5 防災知識により命を守る

住んでいる地域の特徴や地震・津波の危険性、過去の災害履歴、教訓などについて継続的に防災教育・啓発を実施し、命を守る行動に結びつけます。

基本方針	基本施策	施 策
防災知識により命を守る	防災教育・啓発の徹底	学校での防災教育の充実強化 市民防災指導の充実強化 職員研修の充実

防災教育・啓発の徹底

学校での防災教育では、子供の発達段階に応じて、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しながら、災害に対して自分の命を守り、周りの人と助け合い行動できる教育を実施します。

市民への防災指導では、地域防災を牽引するリーダーの人材育成を強化するほか、特に、津波避難に関しては早期避難行動によって被害軽減を図ることができることから防災指導の普及啓発を徹底します。

職員に対しては災害時の応急対策業務、行動規範について周知徹底を行うほか、職員研修及び職場内研修の充実により防災意識の向上を図ります。

1 - 6 素早い情報で命を守る

避難行動に関わる情報は、命に関わる情報であることから、あらゆる手段を活用し、情報を住民に確実に伝え、命を守る行動に結びつけます。

基本方針	基本施策	施 策
素早い情報で命を守る	情報収集・伝達体制の確立	緊急地震速報の活用 防災情報提供の充実・多重化 避難場所誘導標識等の整備

情報収集・伝達体制の確立

地震発生時に、いち早く情報を得るため緊急地震速報を活用します。

防災情報の提供は、市ホームページ、メールマガジンで防災情報を掲載するとともに、同報無線からの特殊音による市民への周知、防災ラジオの導入検討、エリアメールの活用など情報提供の充実・多重化を図るほか、災害時要援護者への伝達方法も検討し、確実な避難行動に結び付けていきます。

また、円滑な避難ができるように、津波避難施設への誘導等についても整備を行うとともに、津波浸水区域内に残された避難者等の迅速な救助活動を進めるため避難情報の収集方法について検討します。

2 地域の防災力で命を守る

2 - 1 地域で備える

自主防災組織の結成促進・育成強化、企業の防災力の確保および消防団の充実強化による地域防災力の向上をめざします。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
地域で備える	自主防災組織の結成促進、充実・活性化	自主防災組織の結成促進、充実・活性化
	企業防災力の確保	地域貢献活動の促進 企業との連携
	地域防災力の向上	防災リーダーの養成 地域別防災マップの作成
	災害時要援護者への対応	災害時要援護者対策
	消防団の充実強化	消防団初動対応の確立 消防団活動の強化

自主防災組織の結成促進、充実・活性化

小学校単位以上で組織する自主防災組織連合会を市内全地区で結成促進し、各地区の自主防災組織連合会等を対象とした補助制度を創設して、自主防災組織の充実・活性化を図ります。

企業防災力の確保

防災協力事業所の登録拡充を進め企業の地域貢献活動を促進するとともに、災害時の生活必需品調達や応急対策工事等について、協定を締結するなど企業と行政の連携を進めます。

地域防災力の向上

いざという時にリーダーの適切な指示や地域住民の適切な防災行動により被害を少なくすることができることから、防災人材育成等を進めるとともに、地域の強みや弱みを知るため地域別防災マップの作成を行います。

災害時要援護者への対応

徳島市津波避難計画の見直しにあわせて、東日本大震災を教訓とした災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定します。

策定に際しては、災害時要援護者台帳未登録者への対応、台帳登録情報の提供先拡大について検討します。

また、支援を必要とする災害時要援護者の状況把握等に努めるとともに、地区別津波避難計画の作成作業と連携し、災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定を進め、防災訓練等を通じて避難支援者からの情報伝達や避難支援の有効性・安全性を検証します。

消防団の充実強化

災害発生時に消防力を早期に確保・結集するため通信手段の多重化による安全な非常召集体制を確立するとともに、消防団が保有する車両の一時退避や装備の保護に努めます。

また、津波到達までの限られた時間内における効果的な警戒広報ルートを整備するほか、同時多発する火災や救急救助事象に対応するため新たな活動方法や装備の整備など現場活動の強化を図ります。

3 迅速な応急対策と早期復旧の実施

3 - 1 災害発生後の生活を支援する

災害発生時の情報収集・伝達のための無線設備の整備や、食糧・生活必需物資等の備蓄、避難場所の速やかな開設と適切な運営に努め、災害発生後の生活を支援します。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
災害発生後の生活を支援する	情報収集・伝達体制の確立	同報無線設備及び防災行政無線等の活用 災害対策本部の機能充実 防災情報・生活情報の提供 国及び県との情報ネットワーク整備
	食糧・生活必需物資の備蓄等	食糧・生活必需物資の備蓄 救援物資集積配給場所の検討 物資調達・配送体制の整備
	避難所運営体制等の整備	避難所の運営方法の検討 避難所機能の充実強化 仮設住宅の検討
	庁舎機能の確保	被災後の庁舎機能の早期復旧 被災者支援業務の円滑化 情報基盤の確保
	災害救急医療体制の充実強化	災害拠点病院体制の充実強化 医療機関相互の支援体制の充実 災害に備えた訓練の実施 応急救護所の整備 被災者の健康管理
	災害ボランティア活動の充実	災害ボランティアセンターの体制整備

情報収集・伝達体制の確立

災害時における災害情報を早期に把握し、応急・復旧対策を迅速に実施するとともに、各避難所及び防災関係機関との情報共有や地域住民に対し適切な防災関連情報を提供するため、情報伝達体制の整備を図ります。また、国及び県との情報連絡体制を整備し早期の応急対策実現を図ります。

食糧・生活必需物資の備蓄等

避難者のための食糧・水・毛布など様々な生活必需物資等の備蓄の充実を図るとともに、津波被害を想定した救援物資の集積配給場所の検討及び物資調達・配送体制の整備を推進します。

避難所運営体制等の整備

災害発生時には、速やかに避難所を開設する必要があることから、職員による初動体制を確立し、避難所機能を強化するため生活水の確保やテレビ・ラジオ等情報収集機器の整備など設備・物品の充実を図ることなどにより適切な避難所運営を実施します。

また、迅速な仮設住宅建設を実施するため予め建設候補地を選定しておきます。

庁舎機能の確保

各庁舎における地震・津波の被災を的確に想定するほか、機能回復に至るまでの検証を行います。また、被災者支援をスムーズに行うためシステム導入を図るほか、支援・復旧に必要なデータバックアップ体制を整備します。

災害救急医療体制等の充実強化

災害発生時における負傷者に対する迅速な応急医療を確保するため応急救護所の整備を行うほか、徳島市民病院においては、災害拠点病院として必要な防災用設備の整備、人材の養成等により体制の充実強化を図るとともに、広域訓練等を通して医療機関相互の支援体制づくりを推進します。

また、被災者の健康管理を実施するためのマニュアルを策定するとともに、必要な備品等の充実を図ります。

災害ボランティア活動の体制整備

災害ボランティアセンター及び活動拠点等の設置箇所を検討するとともに、運営マニュアルを策定し、必要な設備備品等を整備します。また、他の災害ボランティア組織との連携、災害ボランティアに関する情報発信など、災害ボランティアセンターの機能を強化します。

3 - 2 早期の復旧を図る

重要橋梁震災対策、都市計画事業の推進による避難路の確保及び上・下水道施設等ライフラインの震災対策並びに震災廃棄物の計画的な処理により早期の復旧を図ります。

施策体系

基本方針	基本施策	施策
早期の復旧を図る	橋梁の震災対策	橋梁の震災対策の推進
	都市計画道路の整備	避難路等の整備
	ライフライン施設等の震災対策	上・下水道施設、清掃施設等の震災対策
	震災廃棄物の処理	震災廃棄物の計画的かつ迅速な処理の推進

橋梁の震災対策

避難上重要な橋梁や交通量の多い幹線道路に架かる橋梁の改良・補強を優先的に実施し、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークの確保を図ります。

都市計画道路の整備

大規模災害発生時の避難及び救助を円滑に進めるため、都市計画道路を整備します。

ライフライン施設等の震災対策

本市が管理運営する各ライフライン施設及び電線類地中化等の震災対策を実施します。

震災廃棄物の処理

震災廃棄物の計画的かつ迅速な処理方法を検討します。

7 各施策のスケジュール

1 地震・津波から命を守る

1-1 住宅・建築物の倒壊から命を守る

地震時の強く長い揺れによる建築物の倒壊から命を守る対策の推進に努める。

【取り組み】

(1) 耐震改修促進計画の策定

① 徳島市耐震改修促進計画の見直し

a 徳島市耐震改修促進計画の見直し

平成19年度に策定した計画の内容を見直すとともに、新たな目標を設定する。

(2) 市有建築物の耐震化

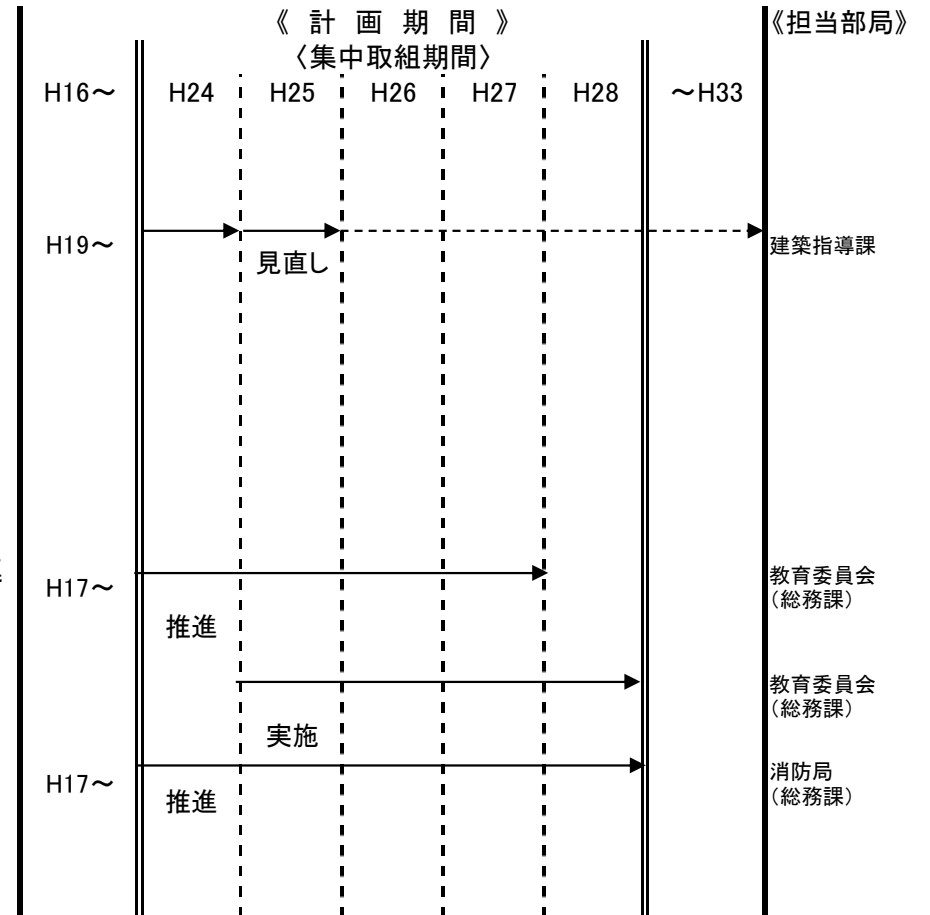
① 市有建築物の耐震化

a 学校施設の耐震化

- ・ 耐震改修率100%を達成するため未耐震施設の増改築事業を推進する。
- ・ 屋内運動場等における天井化粧板・照明器具等の落下防止対策を実施する。

b 消防施設の耐震化

消防防災活動の拠点である消防施設(消防分団詰所を含む)の耐震化を推進する。



c 保育所の耐震化

地震災害時に保育所入所児童の安全を確保するための施設整備を推進する。

d 市営住宅の耐震化

市営住宅入居者の安全を確保するため、耐震化を推進する。

e 水道建築物の耐震化

耐震診断で耐震性が低いと判断された建築物の耐震化について、調査・検討し整備する。

f 体育施設の耐震化

防災拠点施設である体育施設の耐震化を推進する。

g 社会教育施設の耐震化

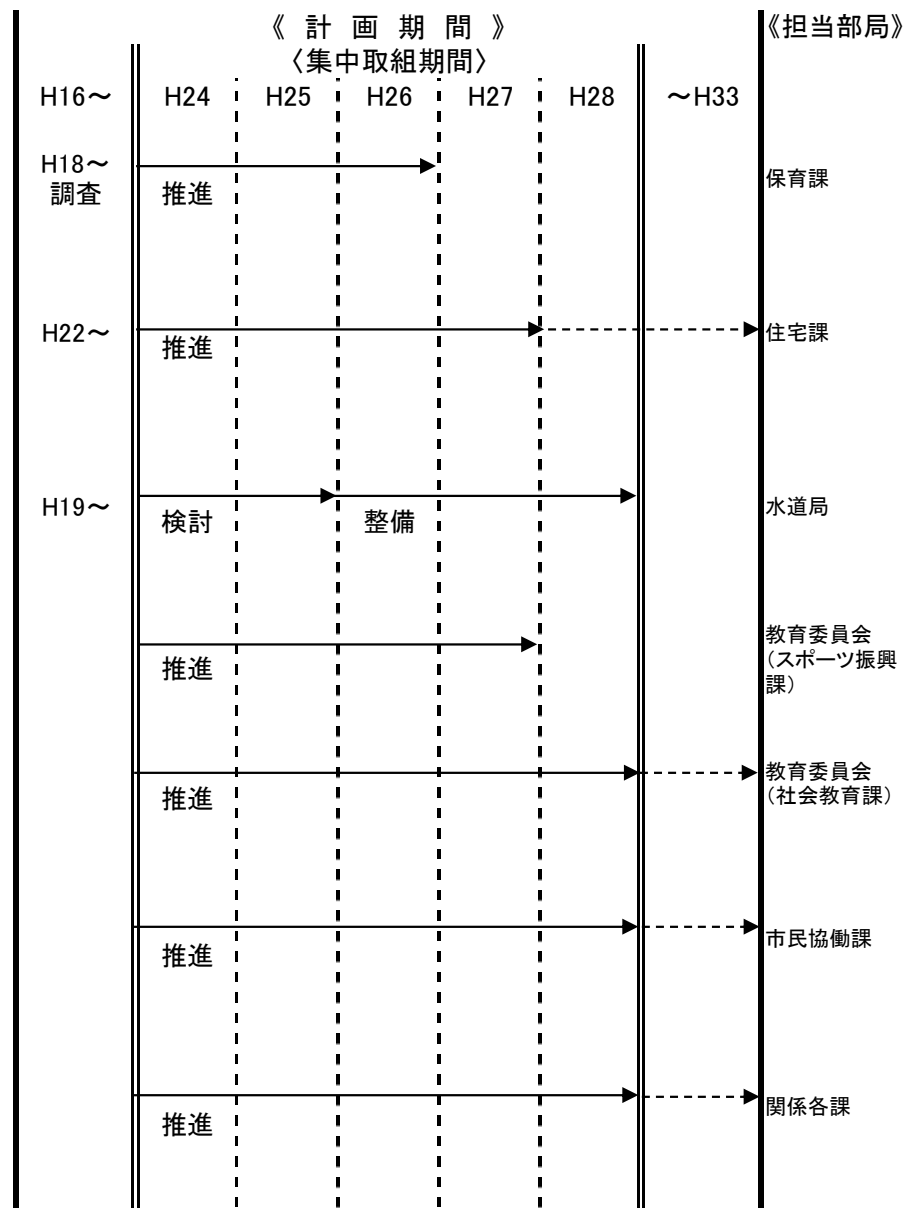
市民の生涯学習等の拠点施設の耐震化を推進する。

h コミュニティセンターの耐震化

避難所であり、災害対策連絡所であるコミュニティセンターは、地域の防災拠点であることから耐震化を推進する。

i その他の文化福祉施設等の耐震化

多数の市民が利用する市有施設の耐震化を検討する。



j 下水道管理施設の耐震化

耐震診断で耐震性が低いと判断された施設については、優先度の高いものから順次耐震化を推進する。

(3) 民間住宅等の耐震化

① 民間木造住宅の耐震化

a 旧耐震基準の既存木造住宅の耐震化

木造住宅の耐震診断及び診断の結果、倒壊する可能性が高い住宅の耐震改修を支援する。

b 旧耐震基準の既存木造住宅の簡易な耐震化

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある木造住宅の簡易な耐震化を支援する。

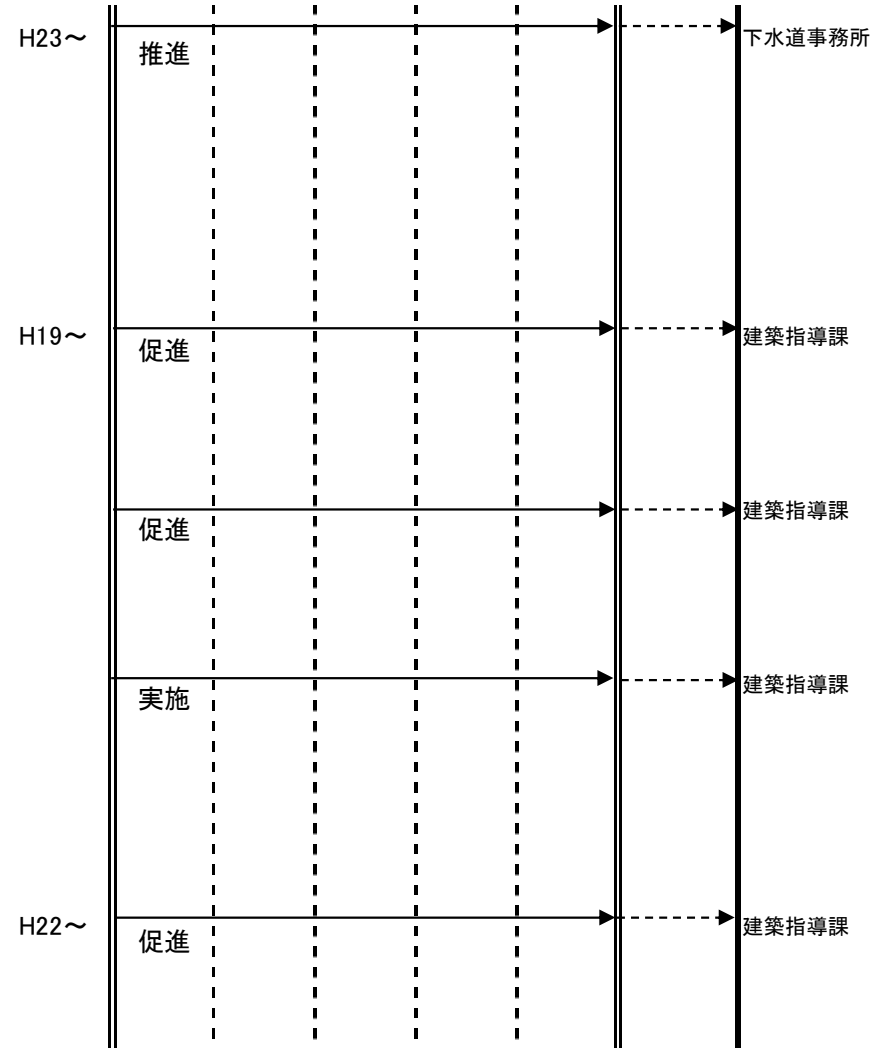
c 県と連携した戸別訪問等による啓発

県とともに戸別訪問、住民対象の耐震講座、普及啓発パネル展を実施し、耐震診断・改修等の実施を積極的に促す。

② 特定の民間建築物の耐震化

a 特定の民間建築物の耐震化促進

旧耐震基準で建てられた特定建築物の耐震診断費及び耐震改修費を支援する。



(4) 地震時の避難路の安全対策

① 倒壊危険ブロック塀の撤去等

a 倒壊危険ブロック塀の撤去及び転倒防止対策

ブロック塀の倒壊による危険性について、パンフレットの配布等を通して市民に周知を図るとともに、危険と判断されるものは所有者に対して改善指導を行う。

② 落下物の安全対策

a 窓ガラス、外壁タイル、吊り天井の地震対策

対象となる建築物の所有者にガラス落下防止、外壁タイル等落下防止、天井落下防止に関する啓発用パンフレットの配布等を行うとともに、改善指導を行う。



1-2 家具の転倒から命を守る

地震時の強く長い揺れによる家具の転倒防止を図り、命を守る対策の推進に努める。

【取り組み】

(1) 家具の転倒防止対策

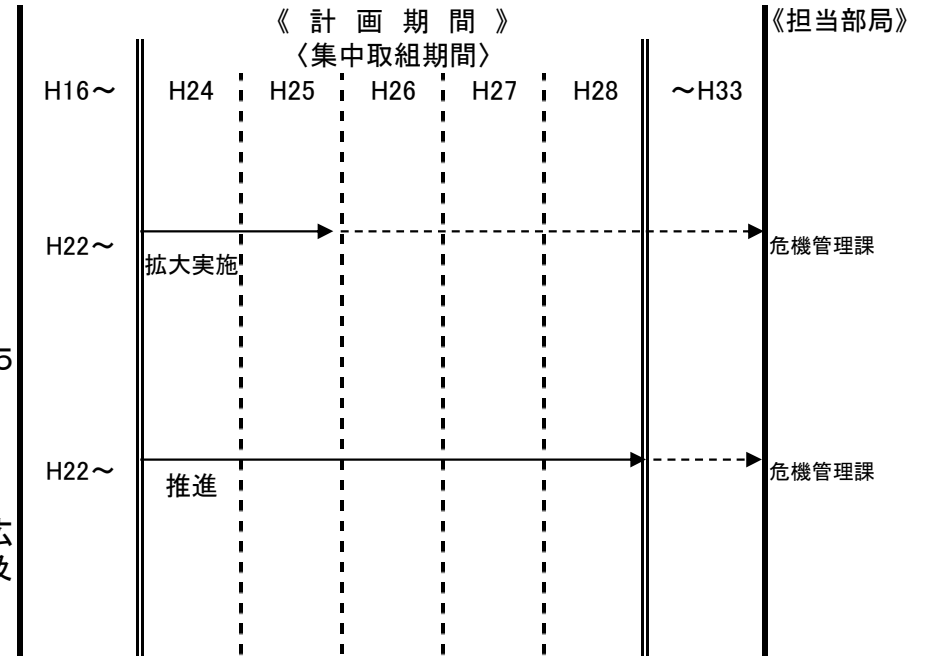
① 家具転倒防止対策の啓発等

a 徳島市家具転倒防止対策推進事業の拡大

家具の転倒防止を図ることにより、地震の揺れから命を守り安心して生活できる環境を整備する。(H24年度:高齢者対象年齢を75才から65才に引き下げ、平成25年度:転倒防止金具の一部を補助)

b 家具転倒防止対策の啓発の推進

家庭内での安全性を確保するため、市民を対象とした講座の開催や広報とくしま・ホームページ・防災マップ等で家具類の転倒防止対策の普及啓発を推進する。



1-3 土砂災害から命を守る

地震時の強く長い揺れによるがけ崩れから命を守るため、急傾斜地崩壊危険箇所等の対策を図る。

【取り組み】

(1) 土砂災害の防止対策

① 急傾斜地崩壊危険箇所等の対策

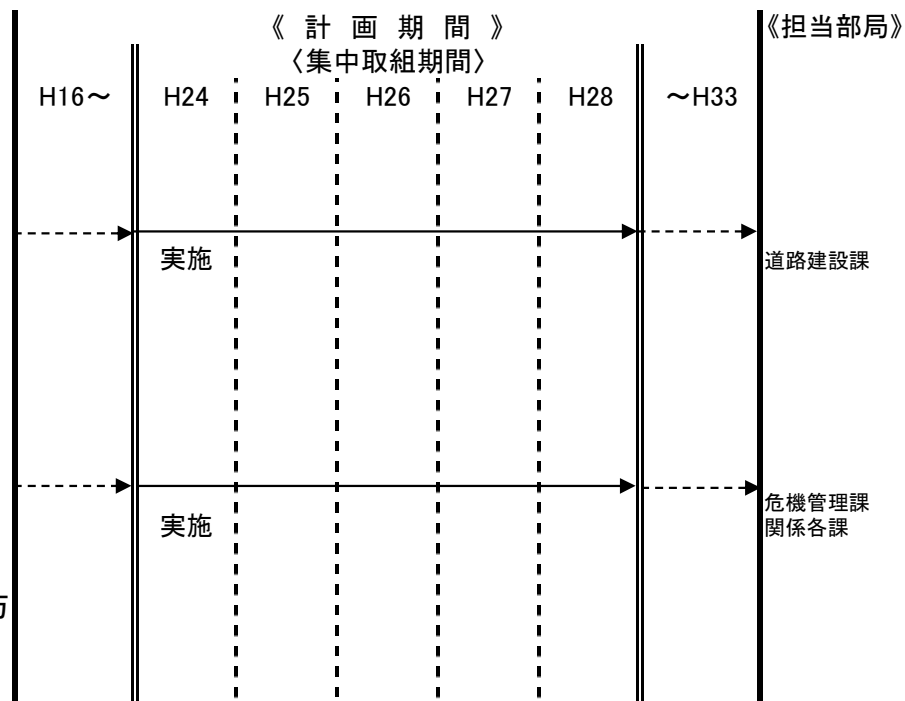
a 家屋等のがけ崩れ対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域においては、基本的に県が対策工事を実施するが、比較的規模の小さいものについては、市で順次対策工事を実施する。

② 土砂災害警戒区域等における防災意識啓発

a 土砂災害警戒区域等における防災意識啓発の実施

県が実施する土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会や広報とくしま・ホームページ・防災マップなどを通じて、市民に対し土砂災害に関する防災意識啓発を実施する。



1-4 津波避難対策により命を守る

津波災害から人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本であり、その避難行動を容易にするため、従来からのハード対策の整備に加え、ソフト対策を重視した津波避難対策を推進する。

【取り組み】

(1) 津波避難意識の向上

① 防災マップによる啓発活動の推進

a 想定見直しに伴う防災マップの作成・配布

県の津波浸水想定等被害想定を踏まえ地震・津波防災マップを作成し、全世帯・全事業所に配布する。

b 地域ごとの津波避難マップ作成の支援

防災マップの情報を参考に住民が地域の状況を確認し作成する津波避難マップの作成を支援する。

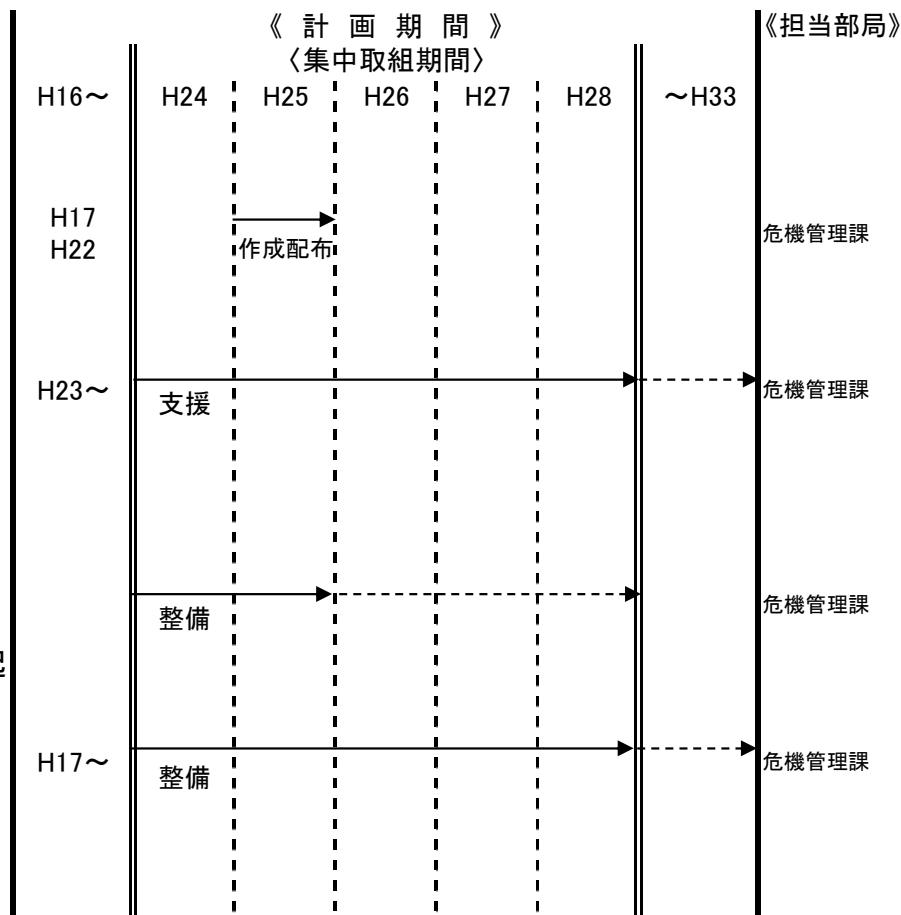
② 津波避難標識等の整備

a 津波浸水想定区域内の標高等表示

津波浸水想定区域内の電柱等に標高を表示し、津波への注意を喚起する。

b 津波避難ビル標識板等の整備

夜間においても津波避難ビルに迅速に避難誘導するため、高輝度蓄光式標識板を設置するほか、津波避難場所への避難誘導標識を整備する。



(2) 津波避難計画の作成

① 徳島市津波避難計画の策定

a 想定見直しに伴う計画見直し

県の津波浸水予測等被害想定を踏まえた見直しを実施する。

② 地区別津波避難計画の策定

a 地域ごとの津波避難計画策定

地域住民(自主防災組織等)との協働による地域ごとの津波避難計画を策定する。

(3) 津波防災訓練の実施

① 地域主体の津波防災訓練の実施

a 地域主体の津波防災訓練の実施

地域主体の津波防災訓練の継続的な実施を推進する。

② 事業所主体の津波防災訓練の実施

a 事業所主体の津波防災訓練の実施

想定見直しに伴い浸水地域内の事業所への対策計画策定指導を行う。対策計画策定事業所に対し、津波防災訓練の継続的な実施を指導する。

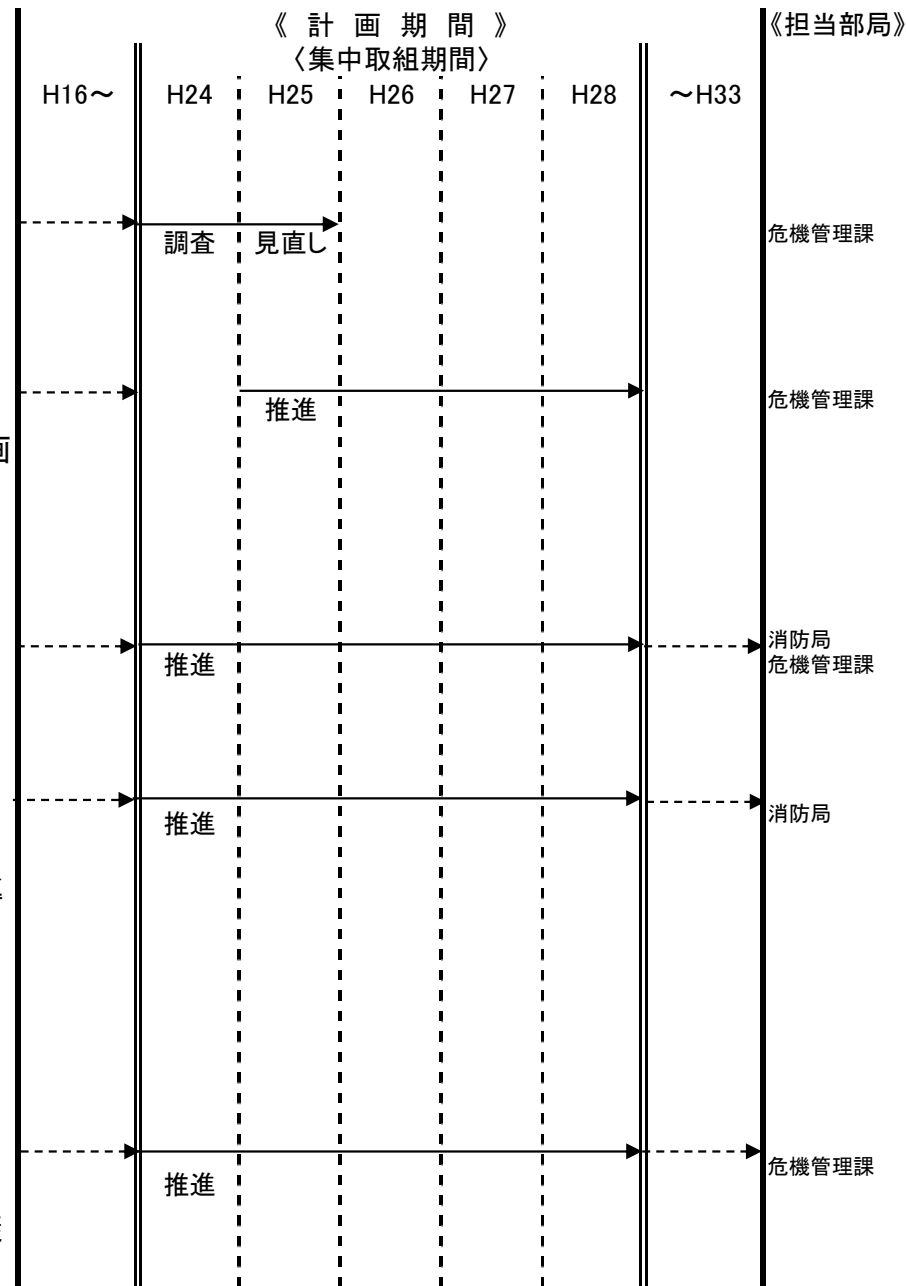
(4) 津波避難場所の確保

津波浸水区域内の居住者すべてが避難できる場所を確保する。

① 津波避難ビルの指定拡充

a 津波避難困難地区の解消

堅固な建物の所有者等の理解を得て津波避難ビルを指定し、津波避難困難地区の解消を目指す。



b 津波避難ビルの指定拡充

新想定による津波浸水域が拡大することから、津波避難ビルの指定拡充を図り津波避難場所を確保する。

② 津波避難施設の整備

a 民間施設の津波避難ビル補助(屋外階段・安全柵設置等)

民間施設が外付け階段、安全柵等を整備した場合に費用の一部を助成し、津波避難ビル拡充を図る。

b 地震連動自動解錠かぎ保管庫の設置

迅速な避難のため津波避難ビルとなる避難拠点施設に、地震連動自動解錠かぎ保管庫を整備する。また、オートロックマンション等への整備を行い津波避難ビル拡充を図る。

c 公共施設における津波避難ビル機能の整備促進

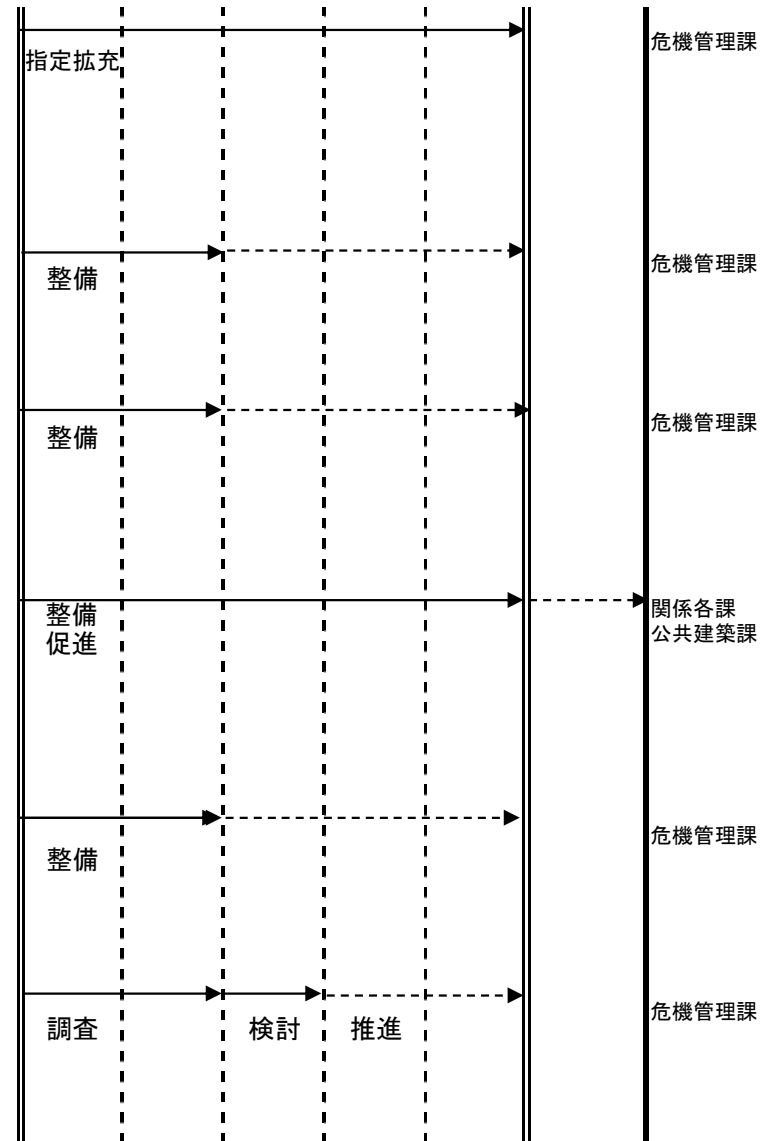
国・県・市が津波により浸水するおそれのある地域に公共施設等を整備しようとするときは、一時的な避難場所としての機能等の整備を促進する。(津波対策の推進に関する法律)

d 津波避難路の整備

高台等を津波避難場所として利用するため、避難路の整備を実施し、避難場所の確保を図る。

e 津波避難場所不足地域の検討

津波避難計画策定調査において、津波避難ビルの指定拡充でカバーできない地域を明らかにし、津波避難施設等の整備について検討する。



③ 高速道路の活用

a 四国横断自動車道の活用

川内町富吉及び米津の高速道路のり面に津波避難施設を整備し津波避難困難地区解消を図るほか、高速道路延伸にあわせて同様の津波避難施設を整備することを要望する。

b 緊急避難路・場所の確保

津波避難施設の整備とは別に、高速道路のり面から上部道路への緊急避難方法の確保について要望する。

(5) 避難方法の検討

① 徒歩以外の避難方法検討

a 徒歩以外の避難方法の検討

徒歩避難を原則とし、自転車の使用も有効であるが、地域の実情(津波到達時間、避難場所までの距離や災害時要援護者の存在、避難路の状況等)を踏まえ、自動車を利用した避難方法のルール等を検討する。

b 避難時に必要な機材の整備

保育所における津波避難対策として避難車を整備する。

(6) 海岸保全施設等の整備

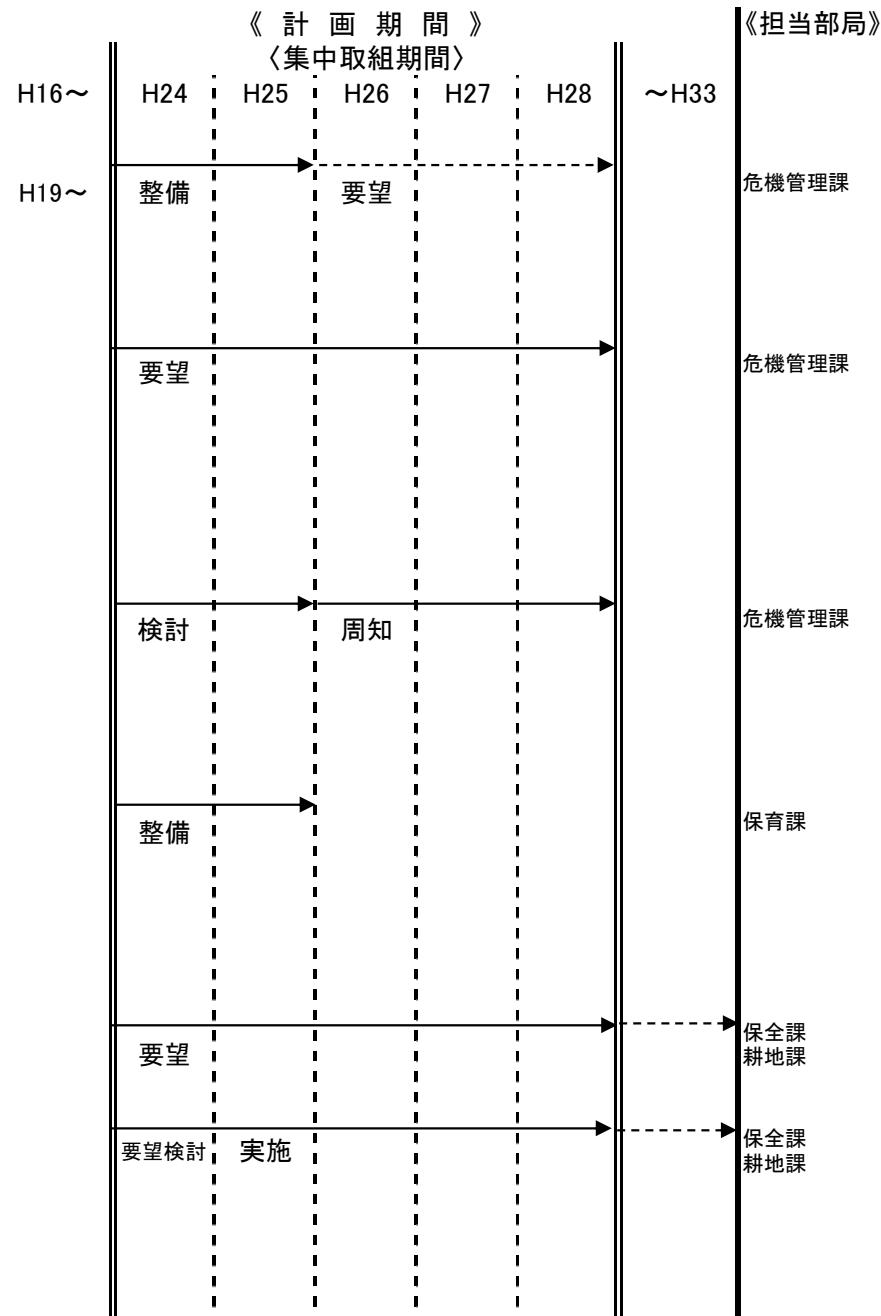
① 海岸保全施設等の整備

a 防潮堤等のかさ上げ及び耐震強化の要望

緊急を要する護岸施設整備の推進を国や県に要望する。

b 樋門管理体制の検討

国・県が管理する樋門については、日常の管理方法や定期点検を国や県に要望する。また、本市が管理する樋門については、日常の管理方法を検討し、定期点検を実施する。



1-5 防災知識により命を守る

住んでいる地域の特徴や地震・津波の危険性、過去の災害履歴、教訓などについて継続的に防災教育・啓発を実施し、命を守る行動に結びつける。

【取り組み】

(1) 防災教育・啓発の徹底

① 学校等での防災教育の充実強化

a 学校ごとの防災行動マニュアルの整備

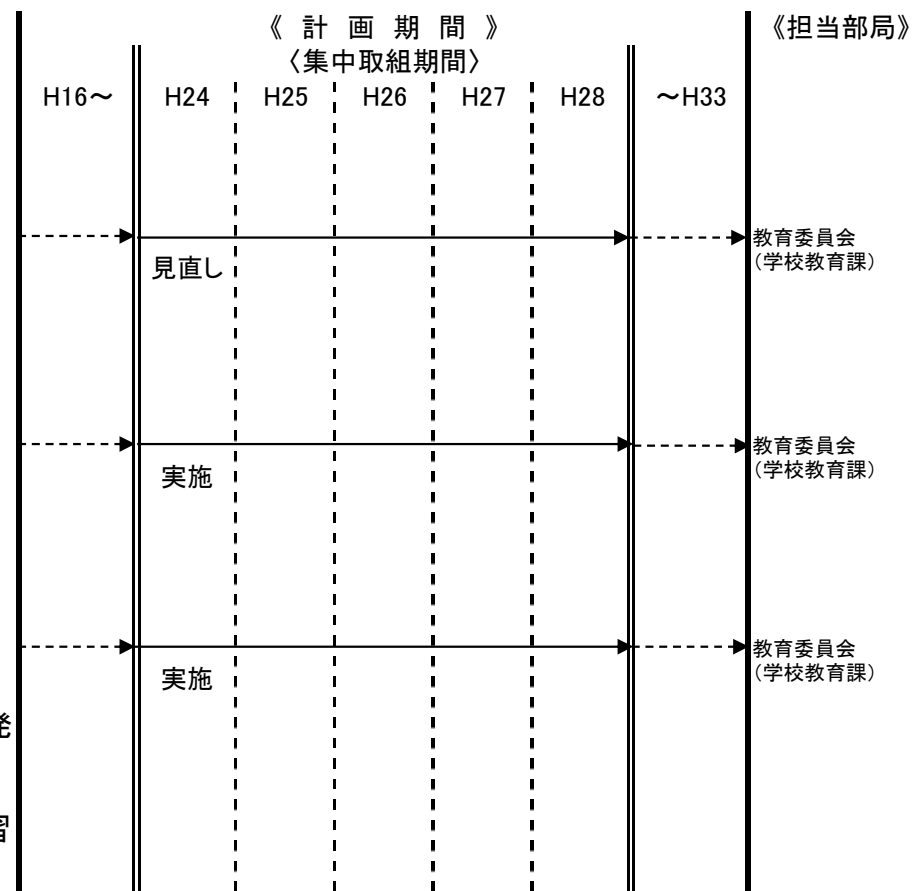
市内全ての市立幼稚園、市立小・中学校及び市立高等学校において、学校(園)の実態に応じて作成した校内防災管理マニュアルについて、災害発生時の緊急時に対応できるよう必要に応じて、見直し整備する。

b 教職員対象の防災教育研修の実施

防災に関する講演会や各校(園)が取り組んでいる防災教育実践発表会を開催したり、防災教育に関する研修会を教職員を対象に毎年数回開催する。

c 児童生徒対象の防災教育の実践、救命講習及び訓練の実施

防災教育を教育課程に位置づけ、普段の教育活動において学年の発達段階に応じた教育実践を推進する。また、近隣の幼稚園や学校、保護者・地域住民等と連携した合同避難訓練を定期的に行うとともに、消防署や関係機関等の協力を得て、災害発生時における救命講習等を実施する。



d 保育所における乳幼児対象の防災教育及び訓練の実施

さまざまな災害から身を守るための防災教育を日々の保育の中で取り入れるとともに、実際の災害発生を想定した避難訓練を実施する。

② 市民防災意識の啓発

a 市民への防災意識啓発

市民対象の防災研修会を開催するほか、広報とくしま、ホームページや防災マップを通じて地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

b 防災マップを活用した防災指導

防災指導時に防災マップを活用し、防災知識の普及と意識の啓発を推進する。

c 家庭内備蓄の推進

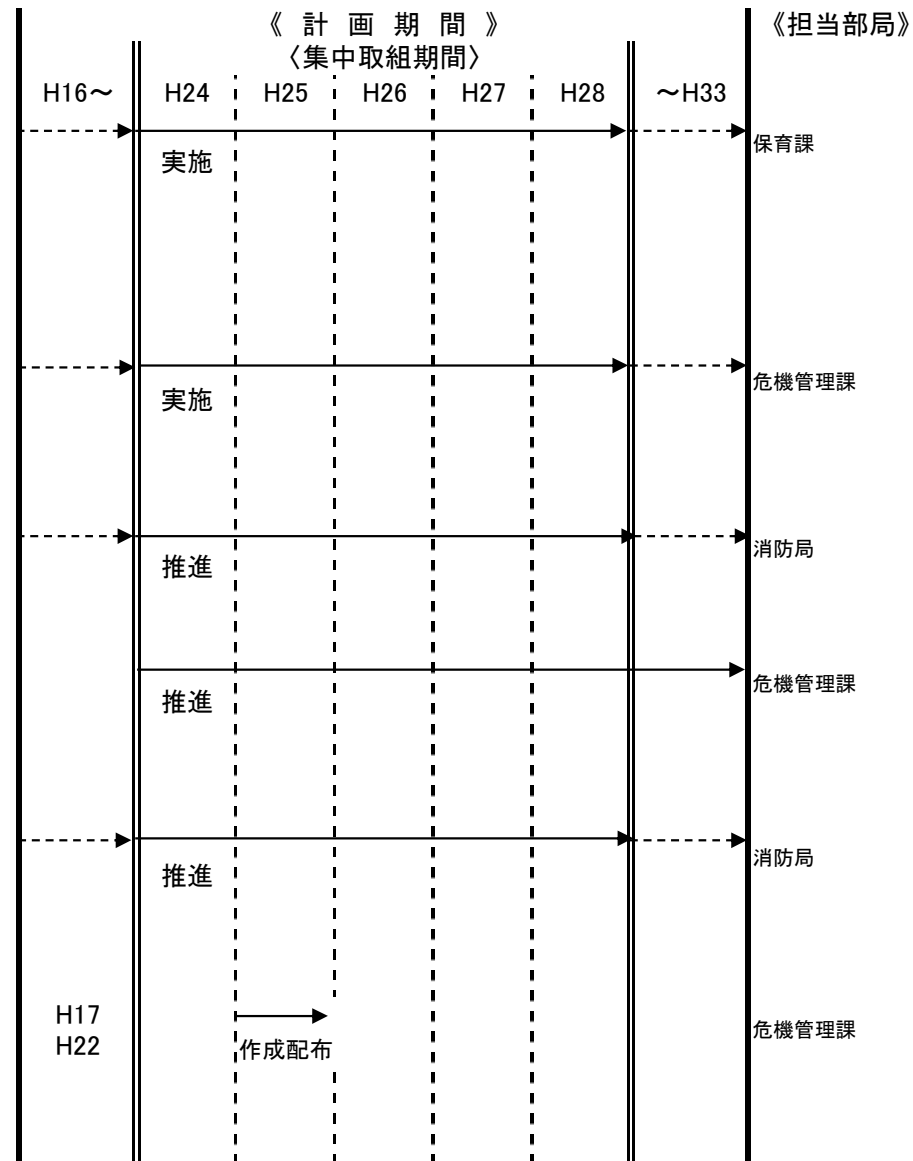
各家庭における3日分以上の食糧や生活必需品の備蓄の必要性を啓発・推進する。

d 救命講習の普及啓発

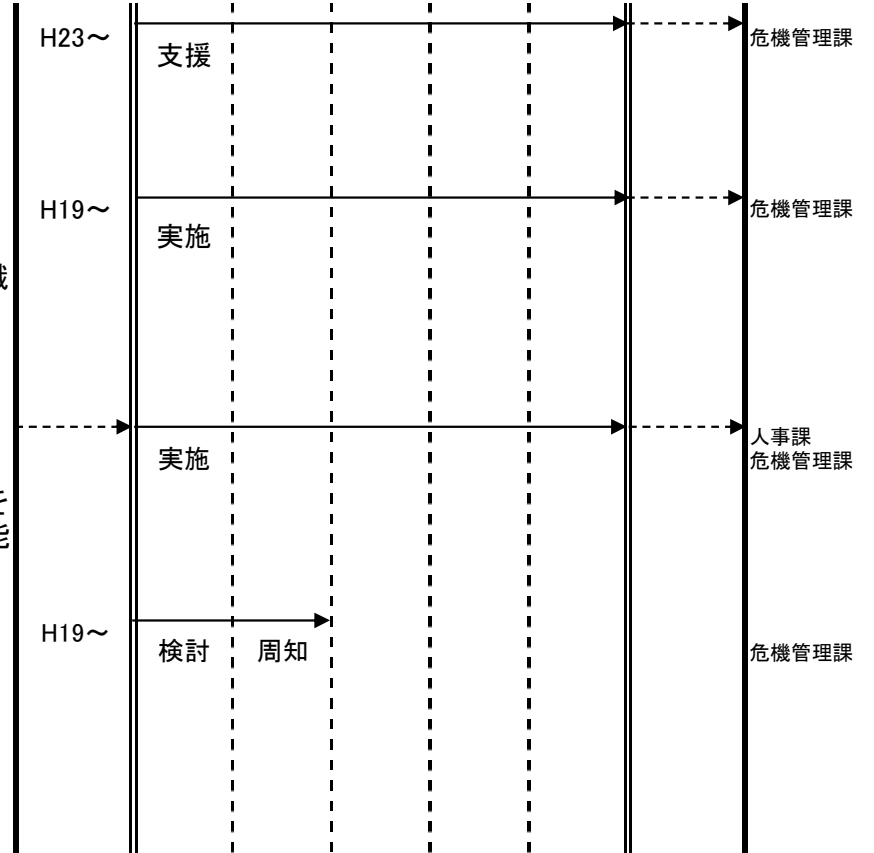
市民に対して、AEDを含めた救命講習を実施することで、応急手当の普及啓発を推進する。

e 想定見直しに伴う防災マップの作成・配布(再掲)

県の津波浸水想定等被害想定を踏まえ地震・津波防災マップを作成し、全世帯・全事業所に配布する。



- f 地域ごとの津波避難マップ作成の支援(再掲)
 防災マップの情報を参考に住民が地域の状況を確認し作成する津波避難マップの作成を支援する。
- g 市民総合防災訓練の実施
 市民が参加主体の防災訓練を年間3回実施し防災知識の習得と意識向上を目指す。
- ③ 職員研修の充実
 - a 防災対策・危機管理に関する職員研修の実施
 防災対策・危機管理に関する研修会等を通じて、災害に対する知識を共有するとともに、防災意識の高揚を図り、市民の安全確保と行政機能の保持に努めることのできる職員を育成する。
 - b 職員初動対応マニュアル等の見直しと周知徹底
 新想定に基づく初動対応マニュアル及び所属別行動マニュアルを作成するとともに、全職員への周知を徹底する。



1-6 素早い情報で命を守る

避難行動に関わる情報は、命に関わる情報であることから、あらゆる手段を活用し、情報を住民に確実に伝え、命を守る行動に結びつける。

【取り組み】

(1) 情報収集・伝達体制の確立

① 緊急地震速報の活用

a 市有施設での導入

教育施設及び社会福祉施設等に緊急地震速報受信装置を導入する。

② 防災情報収集・伝達の充実・多重化

a 防災ラジオ等の導入検討

防災ラジオ及び国と放送事業者等で推進する新たな防災情報媒体等に関する動向を踏まえ、災害関連の情報伝達手段の多重化を推進する。

b 携帯電話緊急速報メールの導入

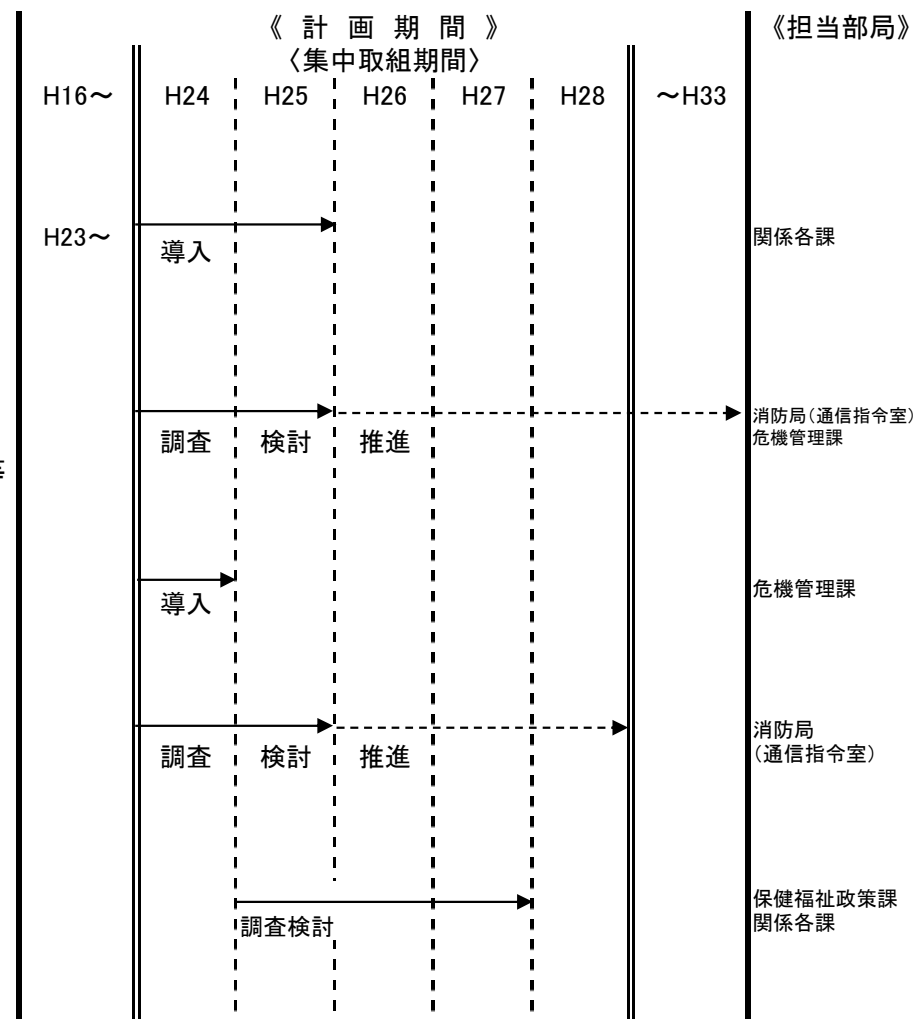
災害・避難情報の新たな情報伝達手段として、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの緊急速報メール等を導入する。

c 同報無線設備の特殊音（津波時）と設備見直し

津波警報等の特殊音の周知を図るとともに、県の津波浸水想定を踏まえて、屋外拡声子局の改修及び移設を検討する。

d 災害時要援護者への伝達方法の検討

要援護者ごとの特性に応じた伝達方法について調査・検討する。



e 災害対策用無線設備の整備

防災行政無線を避難拠点となる小中学校に整備するほか、MCA無線を災害対策連絡所のコミュニティセンターや救急病院に整備する。

f 避難拠点施設のうち津波浸水孤立対策として衛星携帯電話の整備

これまでの防災行政無線に加え、津波により浸水孤立する可能性がある小中学校など避難拠点施設に衛星携帯電話を設置し、情報収集・伝達手段の多重化を図る。

g 高機能消防指令センターの整備

迅速・確実な災害対応及び災害弱者への対応が行えるよう、高機能消防指令センターを整備する。

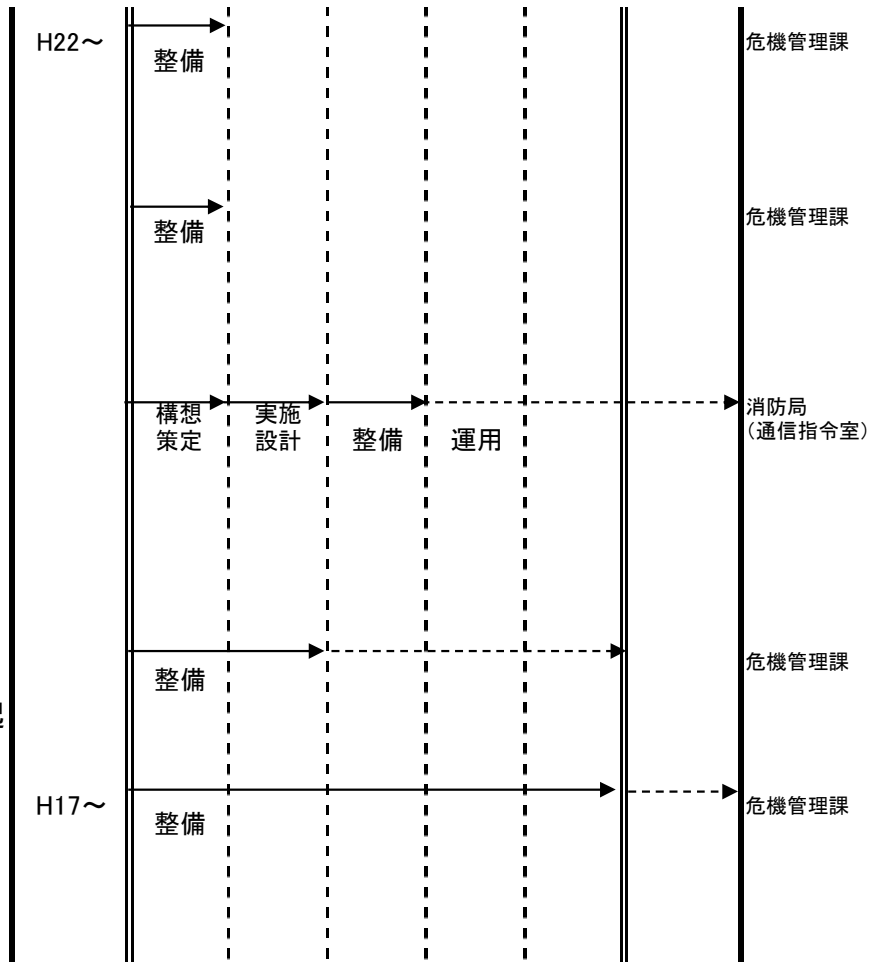
③ 津波避難標識等の整備

a 津波浸水想定区域内の標高等表示(再掲)

津波浸水想定区域内の電柱等に標高を表示し、津波への注意を喚起する。

b 津波避難ビル標識板等の整備(再掲)

夜間においても津波避難ビルに迅速に避難誘導するため、高輝度蓄光式標識板を設置するほか、津波避難場所への避難誘導標識を整備する。



2 地域の防災力で命を守る

2-1 地域で備える

自主防災組織の結成促進・育成強化及び企業の防災力の確保による地域防災力の向上をめざす。

【取り組み】

(1) 自主防災組織の結成促進、充実・活性化

① 自主防災組織の結成促進、充実・活性化

a 連合組織の結成促進

現在9地区で結成されている自主防災組織連合会を全地区に拡大し、さらに、全市的な自主防災組織連合組織の結成を促進することにより、組織間及び行政との連携を図り、地域防災力を強化・充実する。

b 活動支援の充実

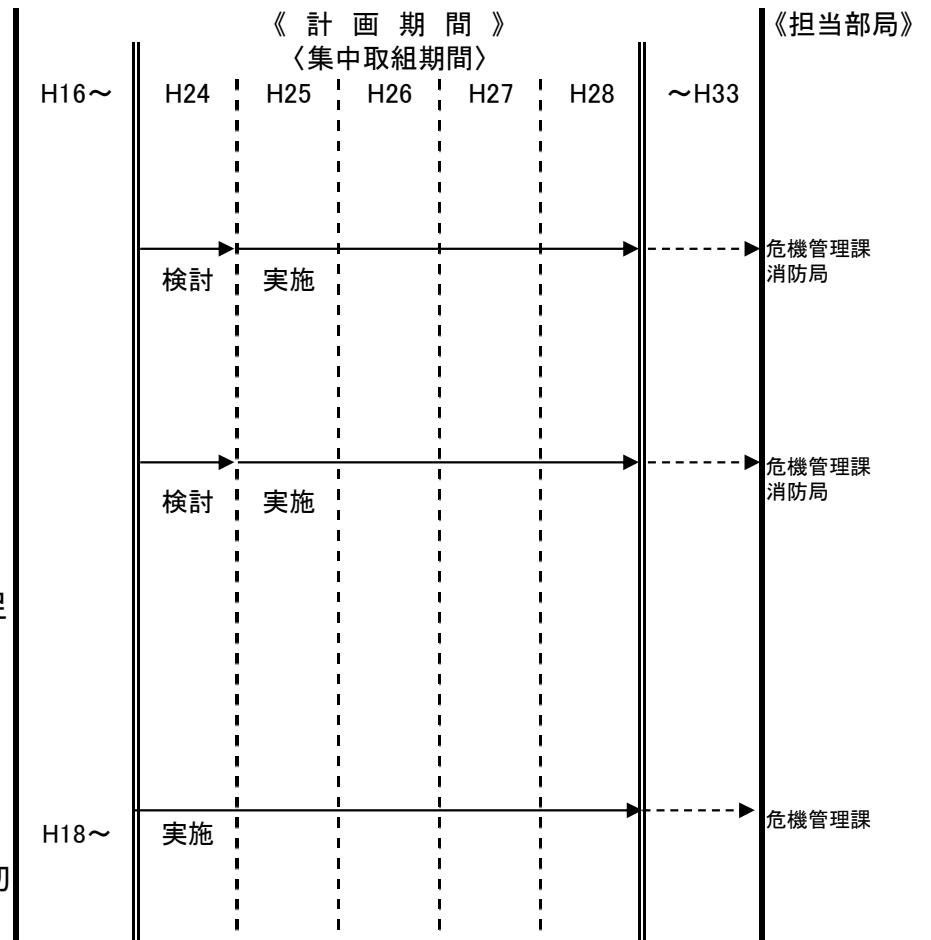
地区自主防災組織連合会等に対し、自主防災組織加入世帯に応じた防災資機材等整備や防災訓練、啓発活動等及び人材育成に関する経費の助成を行なうことにより、活動の活性化や組織加入世帯の増加を促進する。

(2) 企業防災力の確保

① 地域貢献活動の促進

a 防災協力事業所の拡充

地域において、様々な事業所と事前に協力体制を確保しておくことで初期災害体制を確立する。



② 企業との連携

a 災害時協定の締結

食糧・生活必需品を確保するため、関係事業者・団体と生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 地域防災力の向上

① 防災リーダーの育成

a 市民防災指導員の育成

居住地域の防災リーダーとして活動できる市民防災指導員を育成する。

b 自主防災組織の防災リーダーの育成

防災リーダー研修を実施し、自主防災組織の防災リーダーを育成する。

② 地域別防災マップの作成

a 地域ごとの津波避難マップ作成の支援(再掲)

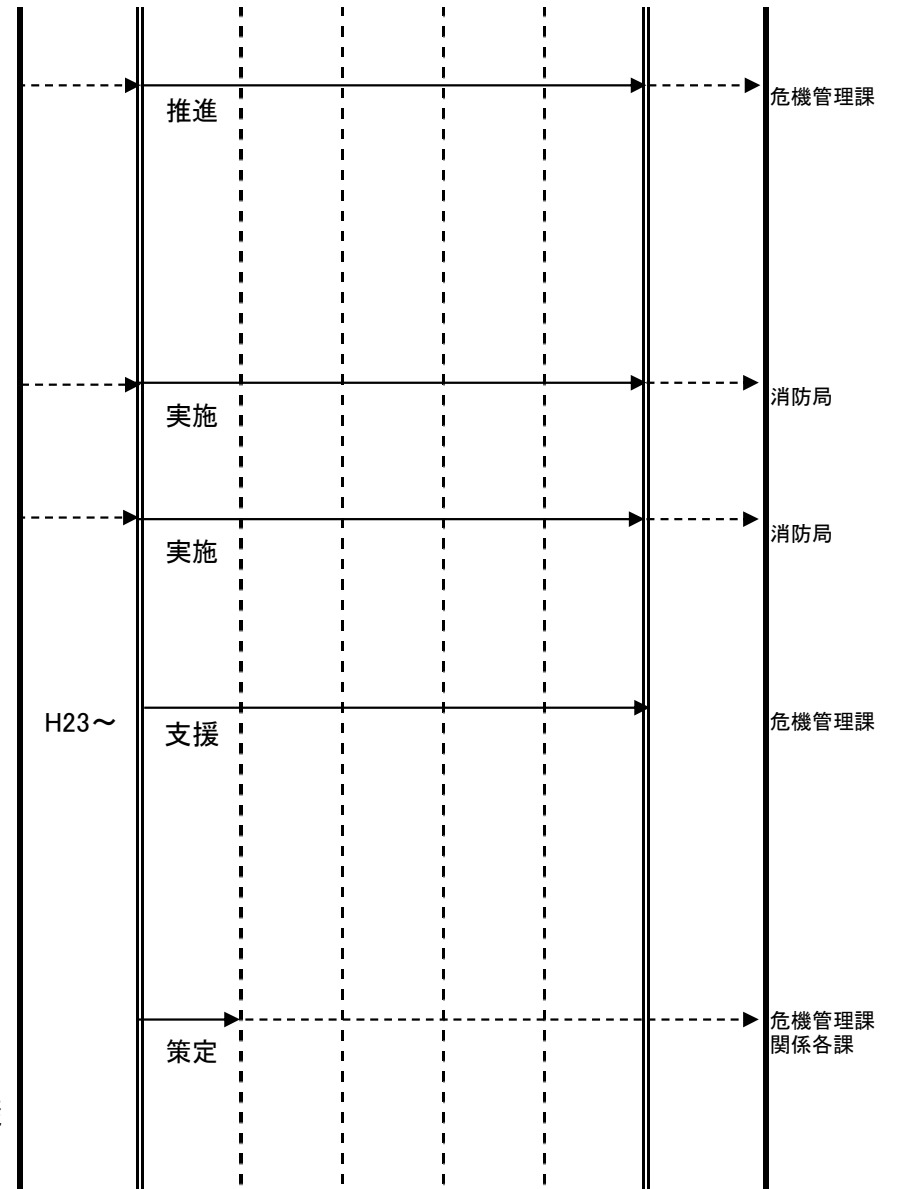
防災マップの情報を参考に住民が地域の状況を確認し作成する津波避難マップの作成を支援する。

(4) 災害時要援護者への対応

① 災害時要援護者対策

a 災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定

災害時要援護者の避難支援対策について定めた「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」を策定する。



b 災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の策定

全体計画に基づき、一人ひとりの避難支援対策について定めた「災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)」を策定する。

(5) 消防団の充実強化

① 消防団初動対応の確立

a 消防団員の居住地を考慮した参集方法

有効な初動対応を実施するために、消防団員の安全な非常召集体制を確立する。

b 消防団員による情報伝達と活動要員の確保

消防団員の的確な災害情報の収集・伝達により、安全で効果的な災害対応を図るとともに、早期に参集可能人数を把握するため、メールやトランシーバーを活用した通信手段を確立する。

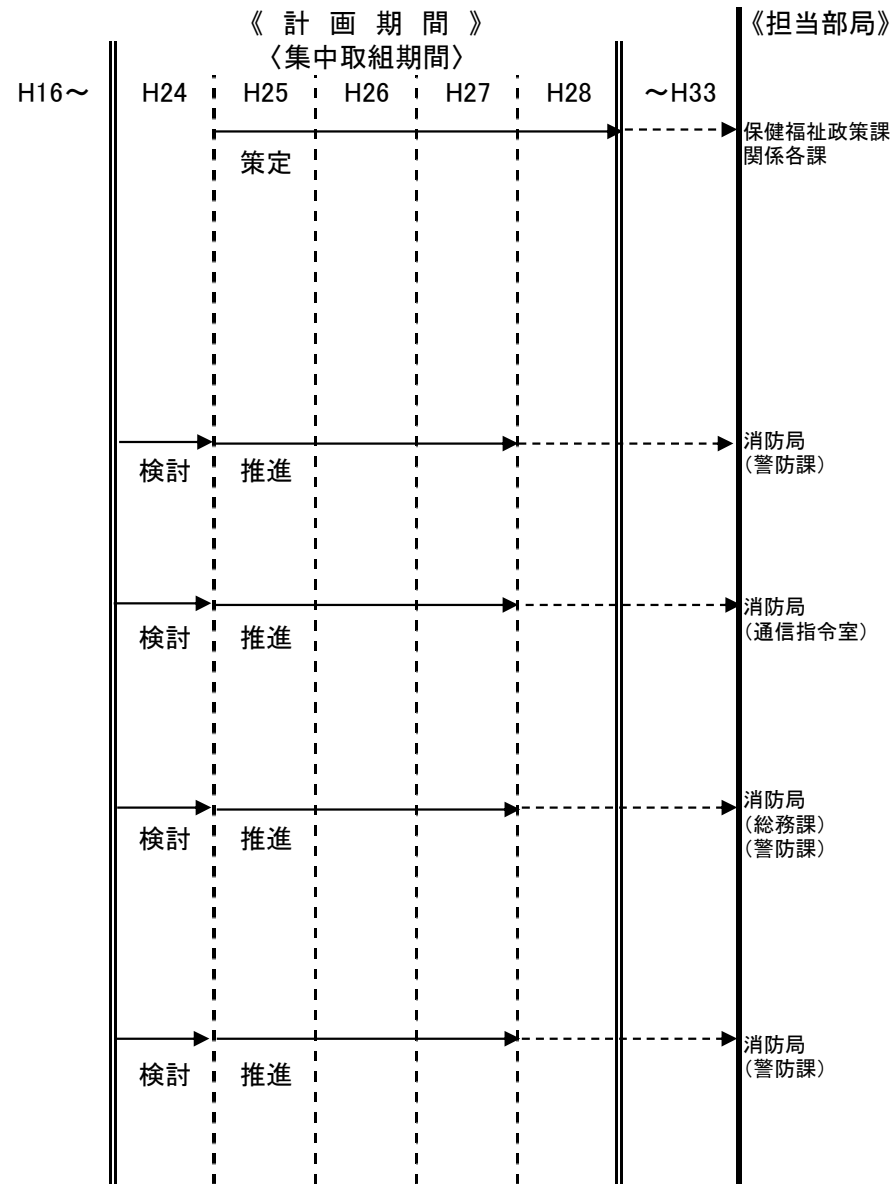
c 消防団員、消防車両及び消防装備等の保全

津波浸水区域内の消防分団については、消防団員の津波に対する安全確保の徹底、消防車両の退避手段の確立と消防装備等の保全を図る。

② 消防団活動の強化

a 警戒広報ルートの設定

消防分団は、管轄内の津波浸水区域や津波到達予想時刻等を考慮し、効果的な警戒広報の計画を策定する。



b 津波到達予想時刻を考慮した警戒広報時間及び実施方法の確立

津波到達予想時刻前に津波浸水区域外へ退避することについて検討し、活動隊の2次災害を防止するとともに、効果的な広報手法を確立する。

c 火災・救急救助に対する消防活動の確立

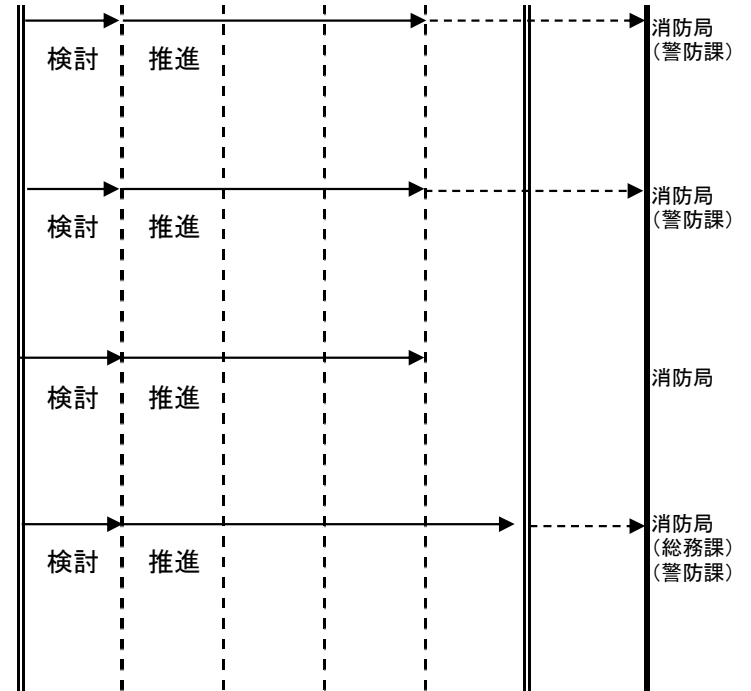
同時多発する火災・救急救助事案に対応するため、新たな活動方法や救急救助技術の習得を図る。

d 消防装備の整備

巨大地震・津波災害時に必要な消防装備や消防活動資機材、水災用資機材等の増強を図る。

e 消防団員の実務研修会の実施

地震・津波に対する研修、訓練の内容等の整備を図る。地震・津波発生時の初動活動等における実務上の知識、対策等に関する研修を実施する。



3 迅速な応急対策と早期復旧の実施

3-1 災害発生後の生活を支援する

災害発生時の情報収集・伝達のための無線設備の整備や、食糧・生活必需物資等の備蓄、避難場所の速やかな開設と適切な運営に努め、災害発生後の生活を支援する。

【取り組み】

(1) 情報収集・伝達体制の確立

① 同報無線設備及び防災行政無線等の活用

a 同報無線設備の活用

同報無線設備を地震及び津波警報等の災害情報の伝達に活用する。

b 災害対策用無線設備の整備(再掲)

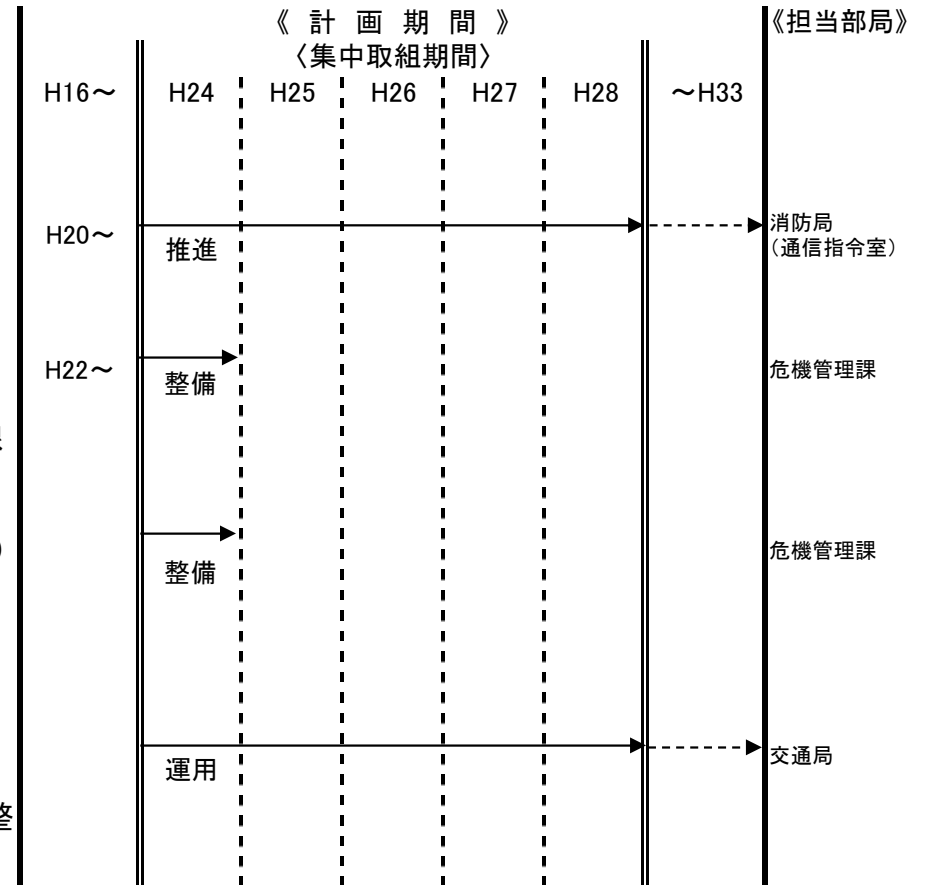
防災行政無線を避難拠点となる小中学校に整備するほか、MCA無線を災害対策連絡所のコミュニティセンターや救急病院に整備する。

c 避難拠点施設のうち津波浸水孤立対策として衛星電話の整備(再掲)

これまでの防災行政無線に加え、津波により浸水孤立する可能性がある小中学校など避難拠点施設に衛星電話を設置し、情報収集・伝達手段の多重化を図る。

d 災害等緊急連絡用無線の活用

災害時等緊急時の連絡用として基地局及びバス車両搭載無線機を整備し活用する。



② 災害対策本部の機能充実

a 災害対策本部機能の常設化等

地震津波等の大規模災害発生時に迅速な対応とスペースを確保するため、常設型の災害対策連絡室を整備する。

b 災害対策本部初動体制の充実強化

災害対策本部の初動体制を担う職員の指定及びマニュアルの整備を行い初動体制の確保を図る。

③ 防災情報・生活情報の提供

a 市ホームページの充実、メール活用

災害発生時の緊急な災害情報や生活情報を発信するため、市ホームページに緊急・防災情報コーナーを開設する。

b 市メールマガジンの活用

市メールマガジンに防災情報を発信するカテゴリを追加し、登録された市民に災害発生時の緊急な災害情報や生活情報を発信する。

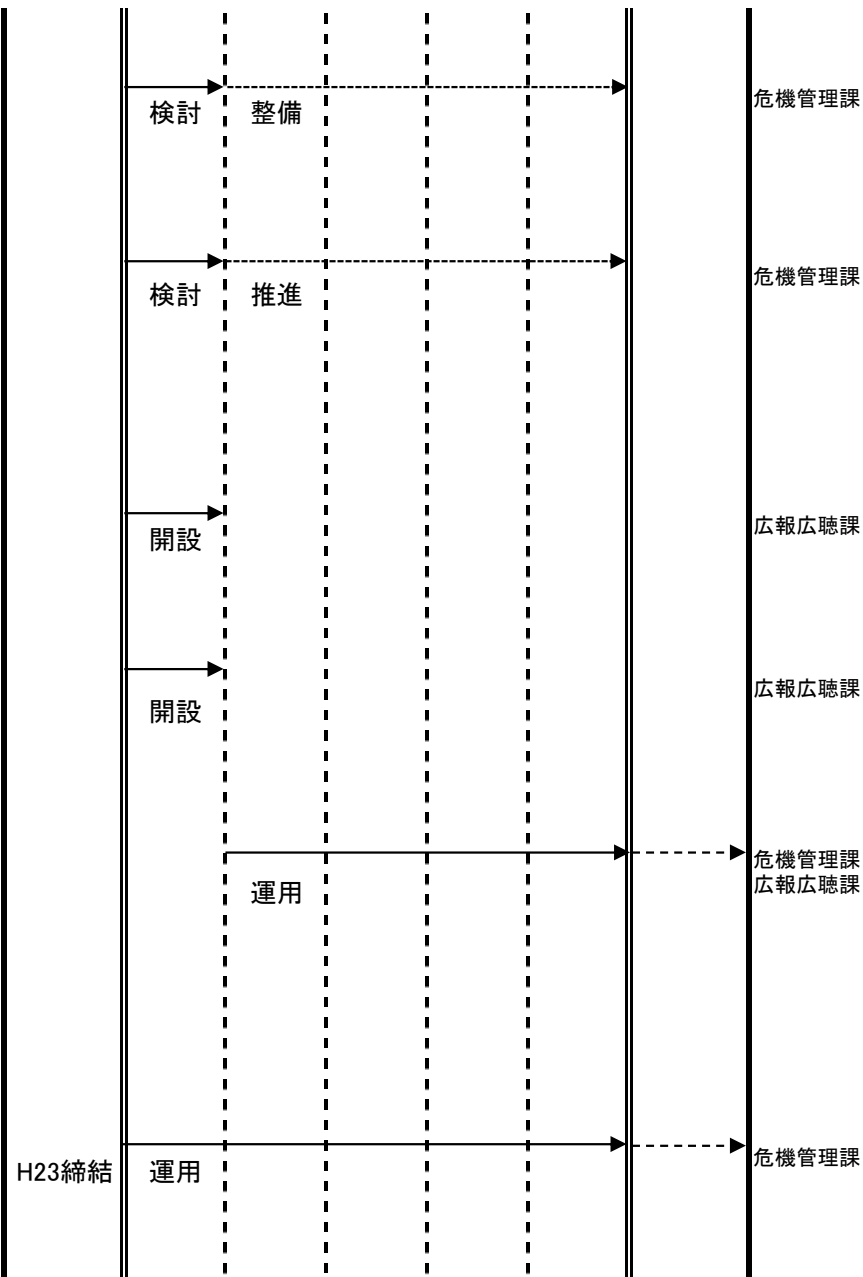
c 情報発信手段の確保

災害時に市ホームページへのアクセスが増大し、つながりにくくなることを避けるため、ポータルサイト運営会社と連携し、複製サイトを作成することで迅速確実な情報発信手段の確保を図る。

④ 国・県との情報ネットワークの整備

a 国土交通省四国地方整備局と支援協定締結

大規模災害時に国土交通省から迅速な資機材・人員の支援を受けて迅速な応急対策を図る。



b 県災害情報共有システムの活用

災害情報を市民・関係機関へ発信するため県災害情報共有システムを活用する。

(2) 食糧・生活必需物資の備蓄等

① 食糧・生活必需物資の備蓄

a 食糧・水等の備蓄

11万7千食の食糧と水を避難拠点等に分散備蓄するとともに、企業等と食糧調達協定を締結し流通備蓄により食糧確保を図る。

b 毛布の備蓄

5万2千枚の毛布を避難拠点等に分散備蓄する。

c 高齢者乳幼児等に配慮した備蓄品の整備

高齢者や乳幼児等に配慮した備蓄品を検討する。

② 救援物資集積配給場所の検討

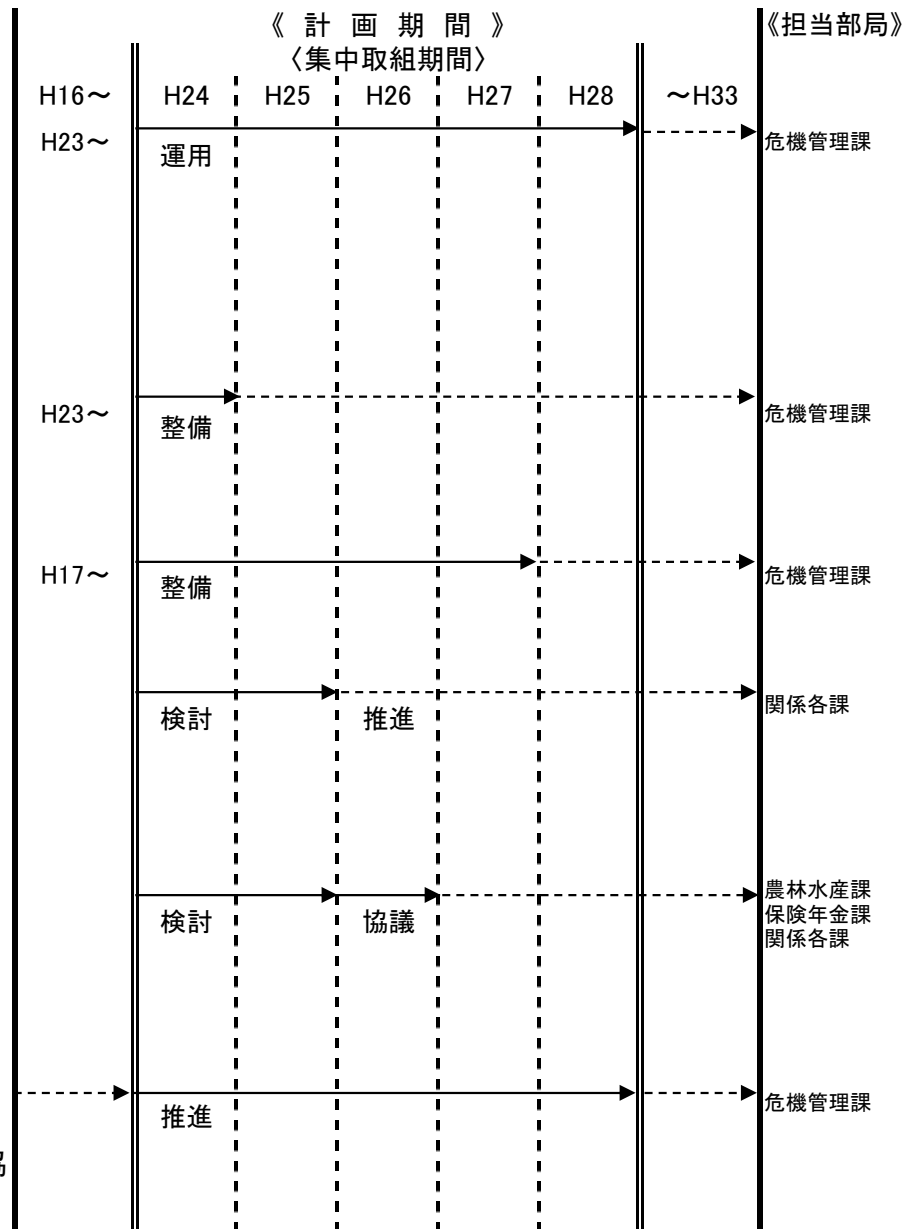
a 集積配給場所の分散及び候補地の選定

市立体育館周辺が津波被害を受けることを想定し、代替施設を選定する。

③ 物資調達・配送体制の整備

a 災害時協定の締結

食糧・生活必需品を確保するため関係事業者・団体と調達に関する協定の締結を推進する。



b 仕分け配送体制の整備

生活物資や食糧の調達・保管・配送について効率的な運用体制を整備する。

(3) 避難所運営体制等の整備

① 避難所の運営方法の検討

a 避難所指定の見直し

県被害想定による避難者予測結果等を参考に避難所の見直しを実施する。

b 避難拠点施設の初動体制の確保

避難拠点施設となる小中学校・コミュニティセンター等の初動体制を担う職員の指定及びマニュアルの整備を行い初動体制の確保を図る。

c 避難所運営体制の整備

市職員・市民等が適切に避難所も運営ができるようマニュアルを整備する。

d 女性の視点に配慮した避難所運営の検討

避難所において更衣室や育児環境の確保をはじめ、安全対策など、女性の視点に配慮した避難所運営のための体制や総合的な相談窓口の設置等について検討する。

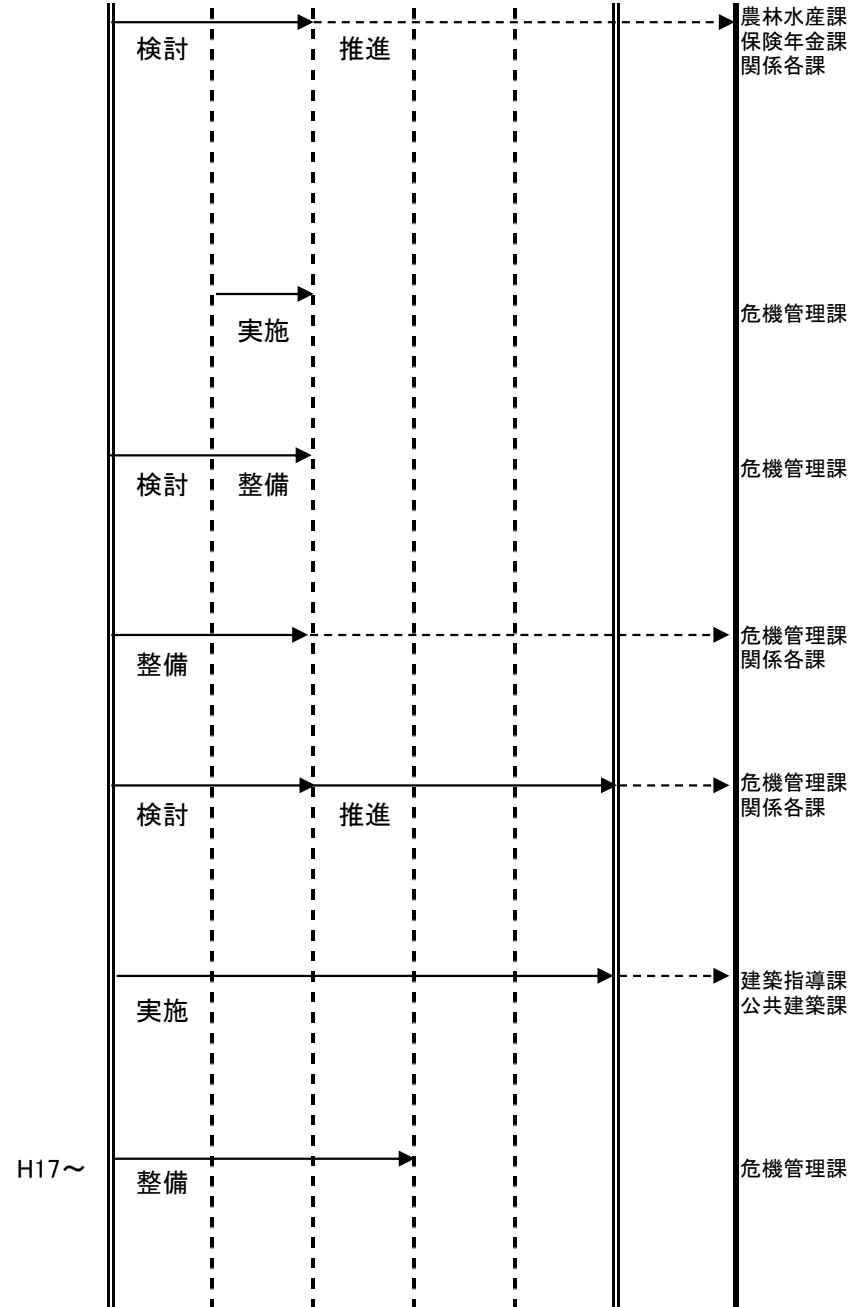
e 避難所応急危険度判定の実施

避難所の応急危険度判定を迅速に実施し、避難所早期開設を図る。

② 避難所機能の充実強化

a 避難施設応急物資の充実

避難所開設に必要な発電機や照明器具など応急避難物資を小中学校・コミュニティセンター等へ整備する。



b 飲料水の確保

医療機関、応急救護所設置場所などへ至る配水管の整備を図るほか、避難所等での給水を実施するため応急給水用具等を整備する。

c 生活水の確保

生活水を確保するため井戸の活用を検討する。

d 仮設トイレの検討

既設浄化槽やマンホールを利用した災害用仮設トイレを検討する。

e テレビ・ラジオ等の情報収集機器の整備

避難拠点施設におけるテレビ配線設備等を確認し情報収集機器の活用を図る。

③ 仮設住宅の検討

a 建設候補地の選定及び協定の検討

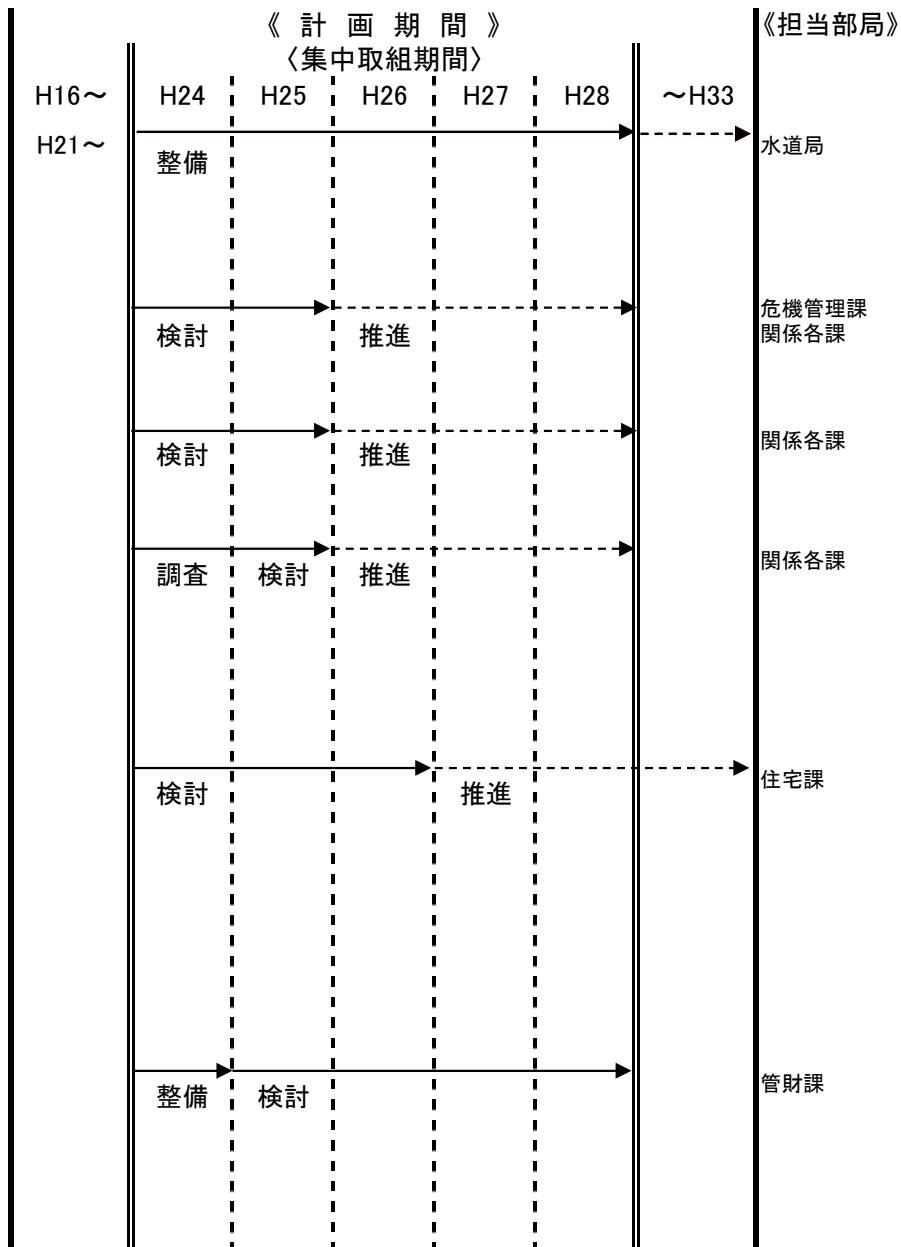
建設候補地については、まず市有地を優先し、公園・緑地等を選定しているが、今後、国有地・県有地・民有地を含めて検討する。

(4) 庁舎機能の確保

① 被災後の庁舎機能の早期復旧

a 庁舎機能の検討等

本庁舎への浸水対策のひとつとして防潮板を整備するとともに、受変電設備や制御機器等を整備した受変電棟の整備を検討するほか、代替庁舎についても検討する。



b 事業継続計画(BCP)の策定

地震災害時において継続すべき優先業務を中断させず、中断した場合でも早期に復旧するための取り組みを定め、より適切な対応を図る。

c 燃料の確保

災害応急対策に必要な公用車、庁舎・避難所用燃料を確保するため販売事業者の協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策を図る。

② 被災者支援業務の円滑化

a 被災者支援システムの導入

被災者支援状況の総合的な管理運用するためシステムを導入し、操作習熟のための研修を実施する。

③ 情報基盤の確保

a データバックアップ体制の整備

住民基本台帳・戸籍情報・税等の住民情報を当市と同時被災しない地域に複製データを保管する。

(5) 災害・救急医療体制の充実強化

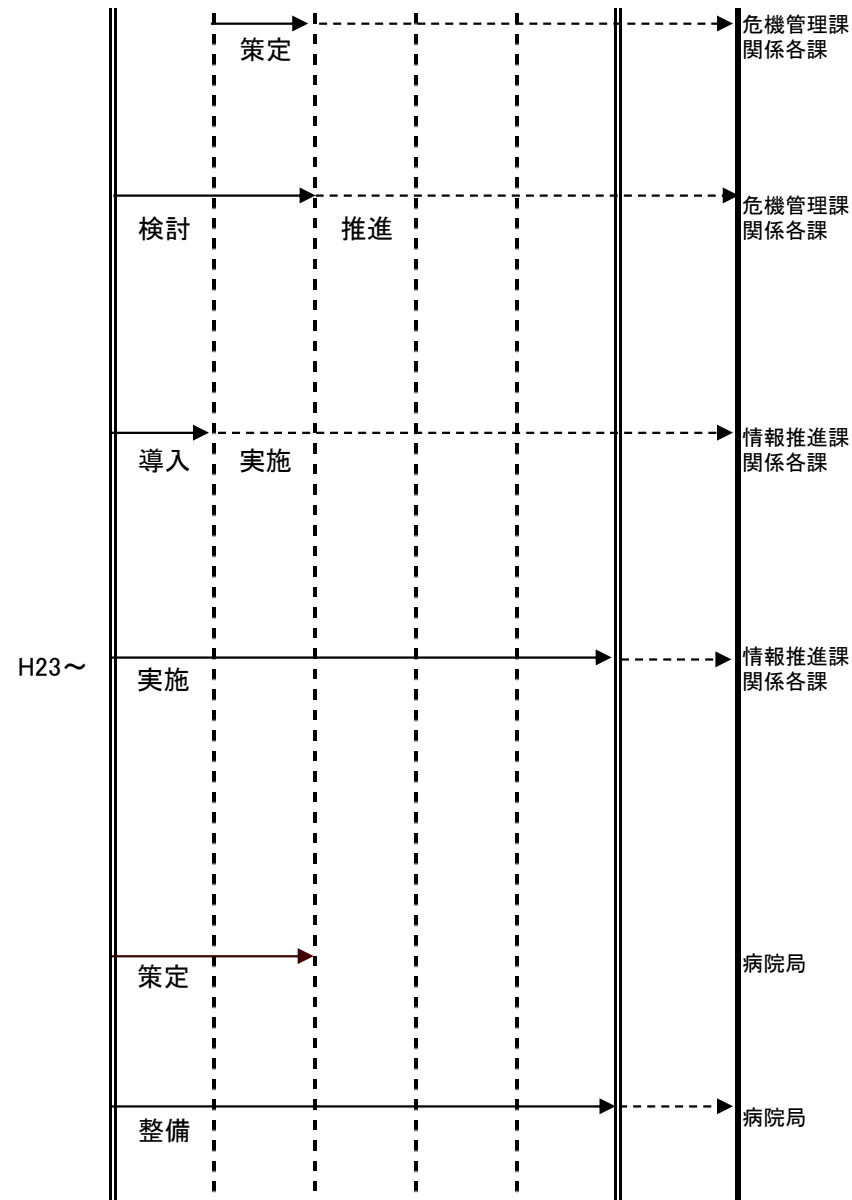
① 徳島市民病院における災害拠点病院体制の充実強化

a 事業継続計画(BCP)策定

災害拠点病院として、県との連携を図りながら迅速に災害対応を行うため、事業継続計画(BCP)の策定を行う。

b 災害時緊急医薬品等の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品と防疫用薬剤を備蓄する。



c 防災用設備の整備

衛星携帯電話、簡易ベッド等災害時の医療を確保するため、必要な資機材を整備する。

d 食糧・生活必需物資の備蓄

入院患者等が消費する3日分程度の食糧・水及び生活必需品を備蓄する。

e 災害派遣医療チームの人材の養成

新たなチームの登録等、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実を図る。

② 医療機関相互の支援体制の充実

a 広域災害医療情報システムを用いた医療機関相互支援体制の充実

「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。

b ドクターヘリと連携した救急搬送体制づくりの推進

ドクターヘリと連携し、災害時における患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円滑に医療機関へ搬送する体制づくりを推進する。

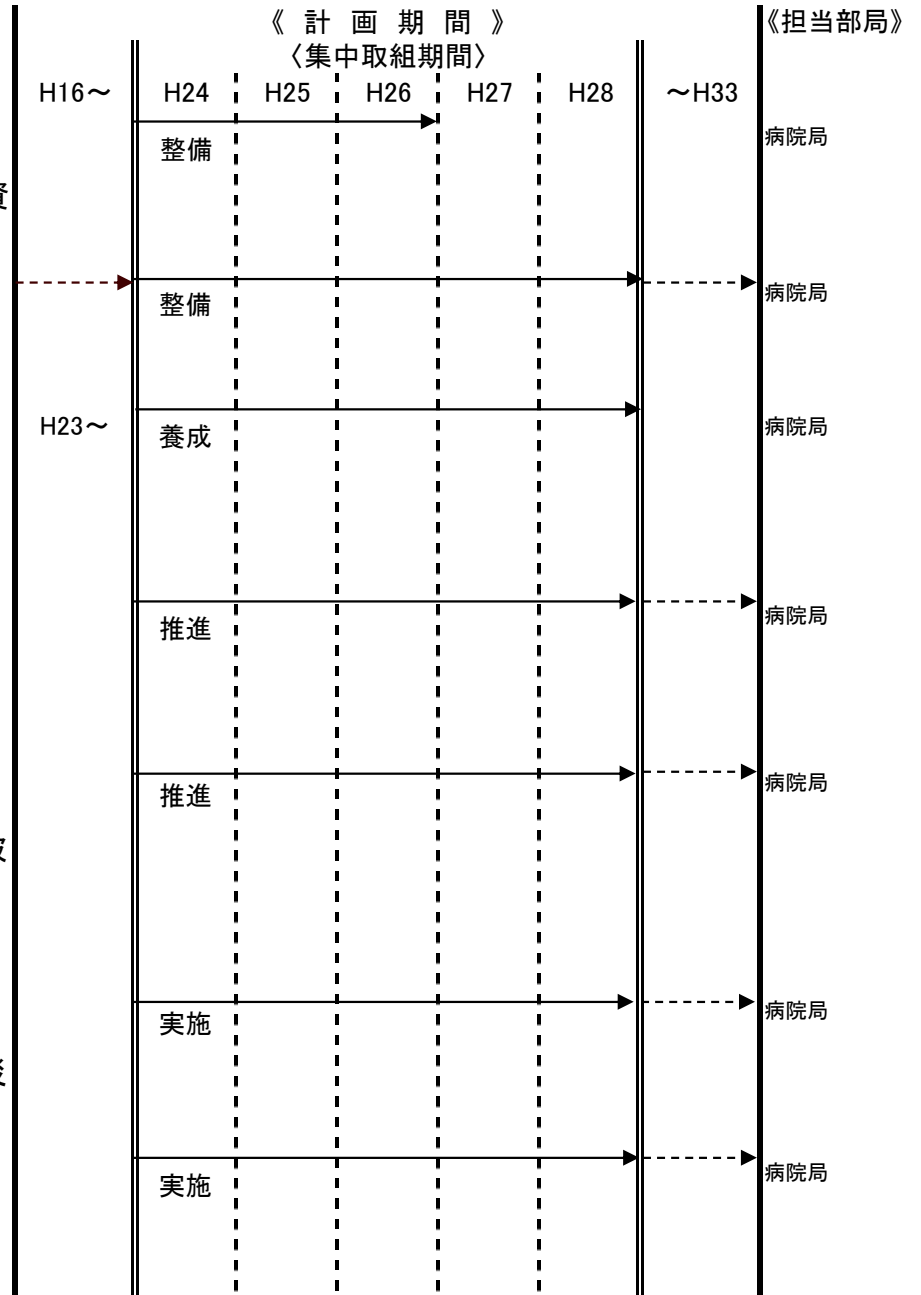
③ 災害に備えた訓練の実施

a 県や他の災害拠点病院等と連携した広域訓練の実施

県や他の災害拠点病院等と連携し対処能力を向上するため大規模災害に備えた広域訓練を実施する

b 院内の救命救急研修及び訓練の充実

救命救急に関する研修の充実を図るとともに、トリアージ訓練等の実践的な訓練を行い、災害時の患者受け入れ体制を強化する。



④ 応急救護所の整備

a 応急救護所開設・運営マニュアルの策定

応急救護所を適切に運営するため開設・運営マニュアルを策定する。

b 応急救護所の充実・強化

応急救護所を適切に運営するため必要な備品の充実を図る。

⑤ 被災者の健康管理

a 被災者の健康管理マニュアルの策定

被災者の健康管理を実施するためマニュアルを策定する。

b 健康管理用備品の充実

被災者の健康管理を適切に実施するために必要な備品の充実を図る。

(6) 災害ボランティア活動の充実

① 災害ボランティアセンターの体制整備

a 災害ボランティアセンターの設置及び運営マニュアルの策定

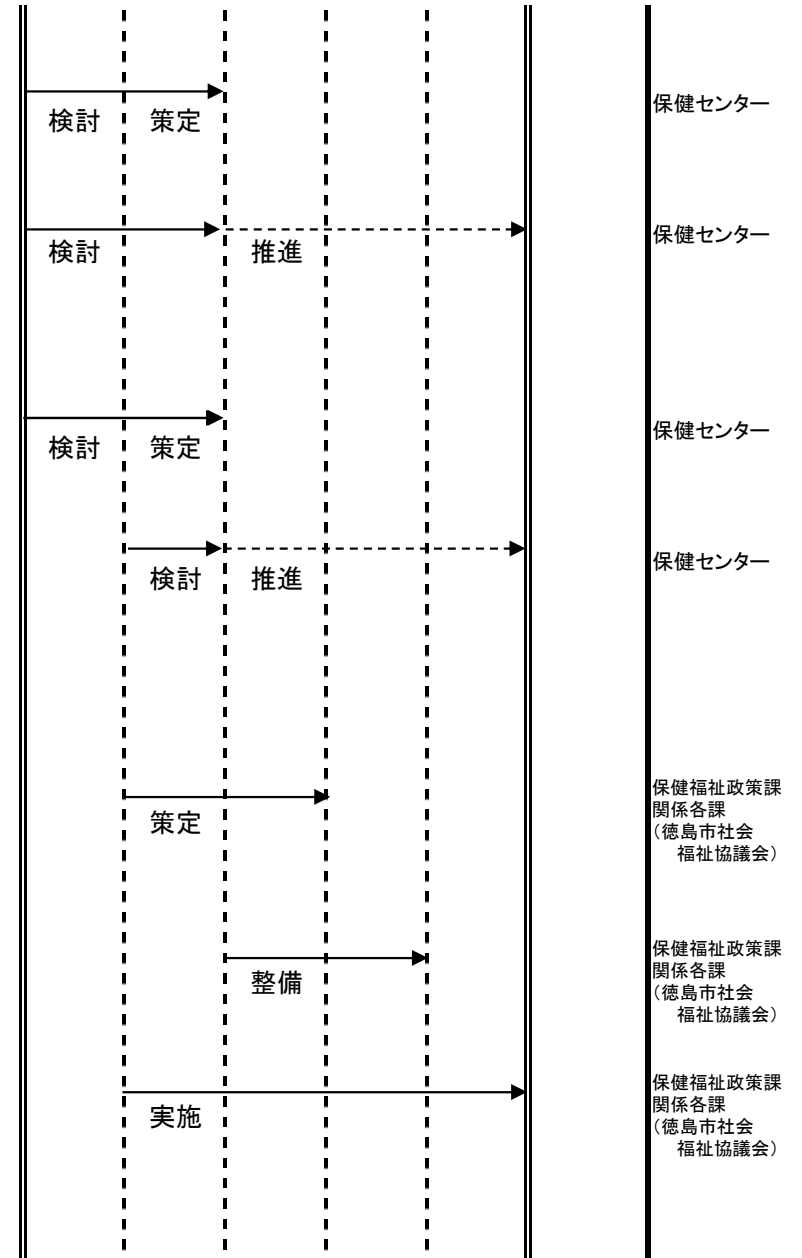
災害ボランティアセンター、活動拠点等設置箇所検討・運営マニュアルの策定

b 災害ボランティアセンターに必要な設備の整備

災害ボランティアセンター等の設備備品等の検討及び配置

c 災害ボランティアセンターの機能強化

他の災害ボランティア組織との連携、災害ボランティアコーディネーターの育成及び災害ボランティアの情報発信の強化



3-2 早期の復旧を図る

重要橋梁震災対策、都市計画事業の推進による避難路の確保及び上・下水道施設等ライフラインの震災対策並びに震災廃棄物の計画的な処理により早期の復旧を図る。

【取り組み】

(1) 橋梁の震災対策

① 橋梁の震災対策の推進

a 重要橋梁の震災対策の推進

橋の耐震性能を現行基準で照査し、性能不足の橋について補強工事を実施する。

b 中小橋梁の震災対策の推進

避難路に架かる中小橋梁6橋については、長寿命化と合わせ耐震対策を早期に実施し、避難路の通行を確保する。

(2) 都市計画道路の整備

① 避難路等の整備

a 避難路等の整備

災害発生時の避難、救助及び復旧を円滑に進めるため、都市計画道路の整備を推進する。

42



(3) ライフライン施設等の震災対策

① 水道施設の震災対策

a 施設の震災対策の検討と整備

「徳島市水道施設耐震化計画」に基づき、水道管路の耐震化を効率的かつ効果的に進め、平成30年度には、耐震化率を40%とし災害に強い水道管路を構築する。

② 下水道施設の震災対策

a 施設の震災対策の検討と整備

「下水道長寿命化計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を推進する。

③ 清掃施設の震災対策

a 施設の震災対策の検討と整備

東部環境事業所について、耐震診断を実施し、結果により耐震化を検討する。

④ 電気・通信等の震災対策

a 電線類地中化の整備推進

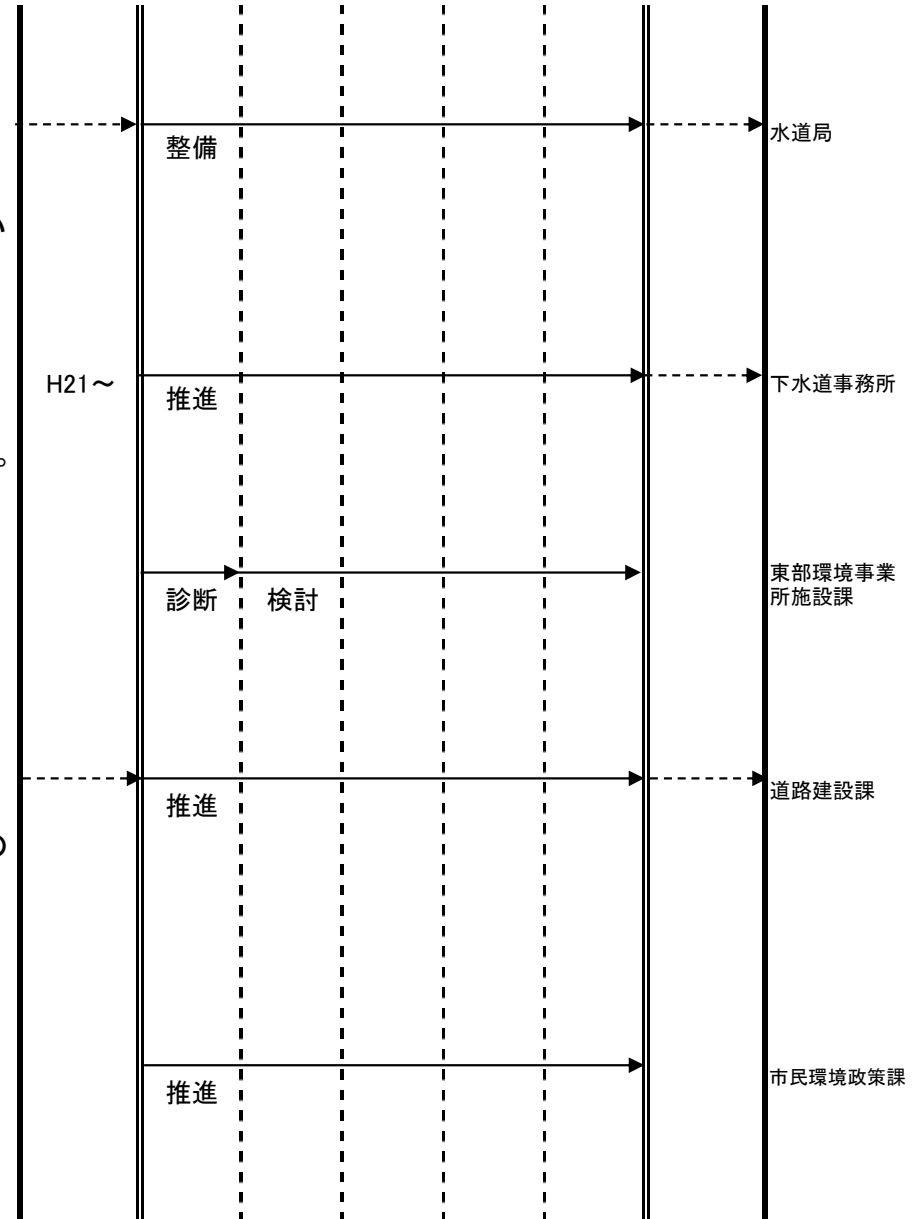
電線類地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインの確保を推進する。

(4) 震災廃棄物の処理

① 震災廃棄物の計画的かつ迅速な処理の推進

a 計画的かつ迅速な処理方法の検討

震災廃棄物の発生量を推計するとともに、収集・処理方法等について検討する。



徳島市地震・津波対策行動計画

～南海トラフ巨大地震等から命を守るために～

発行月 平成25年6月

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

企画・編集 危機管理監危機管理課

TEL 088-621-5526・5527